第２期中種子町
子ども・子育て支援事業計画

（令和２年度～令和６年度）

「共につくる　生きがいに満ちた　まちづくり」

令和２年３月

鹿児島県　中種子町

ごあいさつ

近年、子育てを取り巻く地域や家庭環境が大きく変化する中で、教育・保育や地域における子育て支援などへのニーズが多様化しています。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

本町では平成２７年３月に「中種子町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの健やかな成長や保護者が安心して子育てできる環境づくりを目指して子育て支援の取組を推進してまいりました。

計画策定から５年が経過し終期を迎えることから、このほど令和２年度から６年度までの５年間を計画期間とする「第２期中種子町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画の基本理念を「共につくる　生きがいに満ちた　まちづくり」とし、「教育・保育ニーズ」や「地域子ども・子育て支援事業」の量的な見通しとともに本町が推進していく事業・取組などをとりまとめています。

誰もが、ここに住みたい、ここで子育てをしたい、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを進め、豊かな社会を次代につないでいけるよう、町民の皆さまをはじめ地域や関係機関の皆さまと連携しながら本計画を推進してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たり、貴重なご意見とご提言をいただきました中種子町子ども・子育て会議の委員の皆さまをはじめ、各種調査にご協力いただいた町民の皆さま、関係機関や団体の皆さまに深く感謝し、心からお礼申し上げます。

令和２年３月

中種子町長　田渕川　寿広

～ 目　　次 ～

第１章 計画策定にあたって 1

1 計画策定の背景 2
2 計画の期間 2
3 国の少子化対策の取組 3
4 子ども・子育て支援新制度の概要 4
5 第１期計画策定以降の国の主な動向 7
6 計画の策定体制と方法 8

第２章 子どもを取り巻く状況 11

1 少子化の動向 12
2 世帯の状況 16
3 女性の就業の状況 17
4 保護者アンケート調査結果にみる本町の状況 18
5 保育士及び子育て支援関係者アンケート調査結果にみる本町の状況 29

第３章 第１期計画の実施状況 33

1 量の見込み・確保方策の状況 34
2 基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況 37

第４章 基本理念、基本目標、施策の体系 47

1 基本理念 48
2 基本目標 48
3 施策の体系 49

第５章 基本目標ごとの取組 51

基本目標１　安心して生み育てられる環境づくり 52
1 妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援 52
2 地域における子育ての支援 54
基本目標２　子どもの健やかな成長のための教育環境の整備 57
1 学校の教育環境等の整備 57
2 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上 59

基本目標３　様々な環境で育つ子どもの健やかな成長.....61
1 児童虐待防止対策の充実.....61
2 障がい児施策の充実.....62
3 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....62
4 子どもの貧困対策の推進.....63
基本目標４　子育てを応援する環境づくり.....65
1 仕事と子育ての両立に向けた環境づくり.....65
2 子育てを支援するまちづくり.....65
3 子どもの安全を守る取組.....66
4 子育てに係る経済的負担の軽減.....66
第６章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制.....69
1 提供区域.....70
2 教育・保育の量の見込み及び確保方策.....70
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策.....75
4 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....81
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....82
6 産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保.....82
第７章 放課後子ども総合プラン.....83
1 新・放課後子ども総合プランの概要.....84
2 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況.....85
3 行動計画.....86
第８章 計画の推進.....89
1 計画推進のために.....90
2 各主体の役割.....90
資料編.....93
1 中種子町子ども・子育て会議条例.....94
2 中種子町子ども・子育て会議委員名簿.....95

第１章　計画策定にあたって

１　計画策定の背景

（１）策定の趣旨

本町では、平成 27 年３月に「共につくる　生きがいに満ちた　まちづくり」を基本理念とする「中種子町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的に核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下、待機児童の発生が課題となっており、国は、「ニッポン一億総活躍プラン」などに基づく働き方改革や待機児童解消に向けた保育の受け皿整備、「新しい経済政策パッケージ」に基づく幼児教育・保育の無償化など、取組の充実を図っています。

本町においても、子ども・子育て施策について、妊娠期・乳幼児期から概ね 18 歳未満までの切れ目のない支援施策や方向性を明らかにし、総合的かつ計画的に推進するために「第２期中種子町子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

（２）計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第８条に基づく「市町村行動計画」として策定します。

なお、効果的・効率的施策推進の観点から、地域福祉、障がい児福祉、障がい者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

２　計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める５年間とし、令和２年度から令和６年度までとします。ただし、社会情勢や経済情勢の変化等に合わせ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

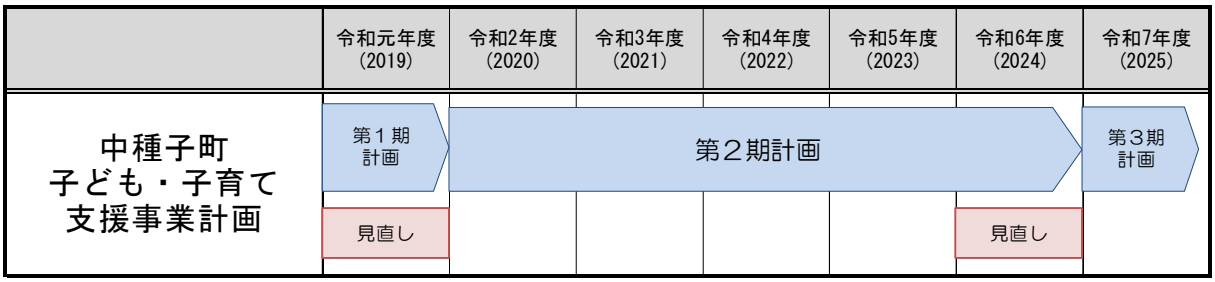

３　国の少子化対策の取組

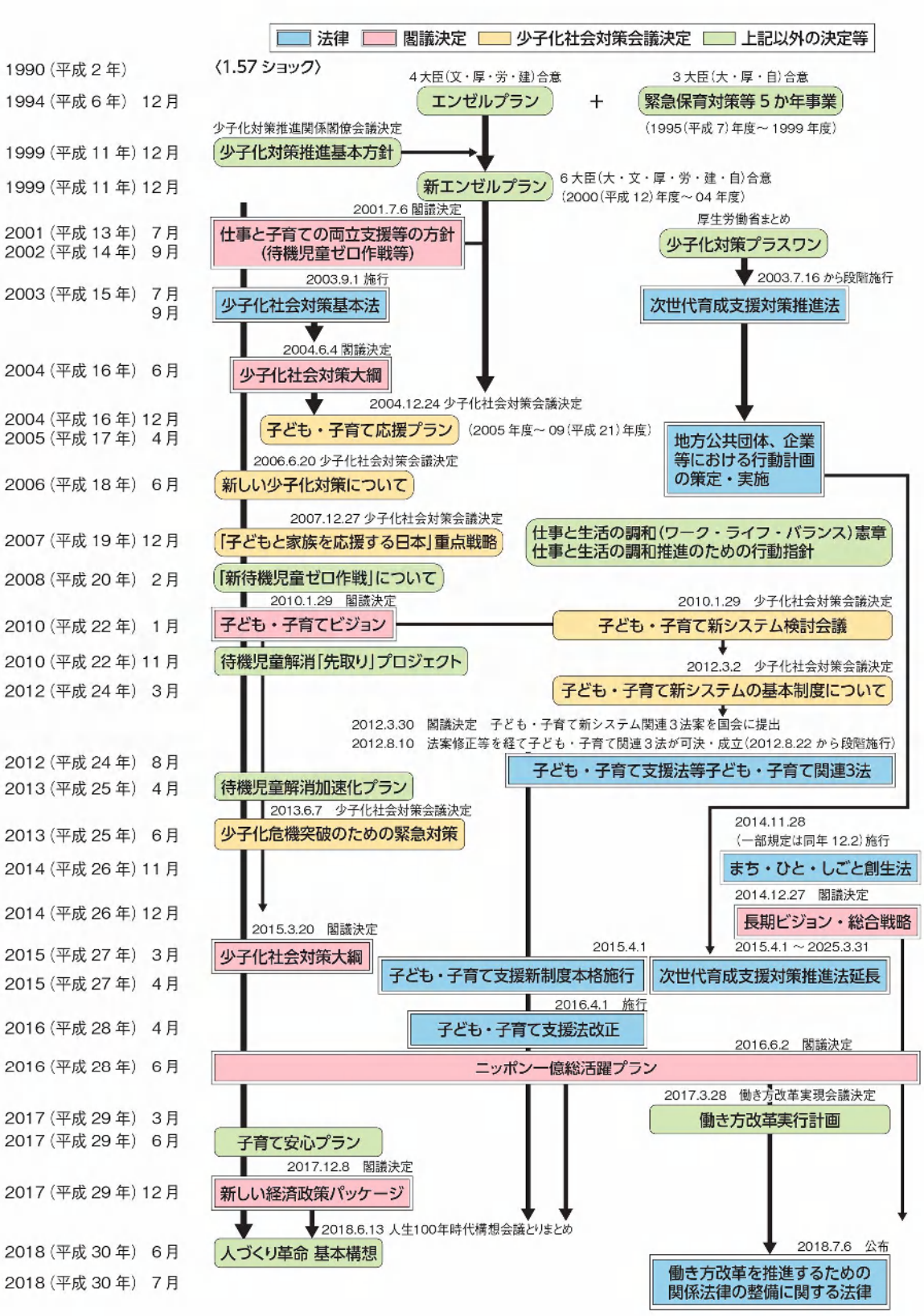

出典：内閣府資料

４　子ども・子育て支援新制度の概要

（１）子ども・子育て関連３法の成立

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを趣旨として、平成 24 年（2012）８月に子ども・子育て関連３法（子ども・子育て支援法、改正認定こども園法、関係法律の整備等に関する法律）が成立しました。

（２）子ども・子育て関連３法の主なポイント

① 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付「施設型給付」及び小規模保育等への給付「地域型保育給付」の創設

・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

② 認定こども園制度の改善

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③ 地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

④ 市町村が実施主体

・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤ 社会全体による費用負担

・消費税率の引上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

⑥ 政府の推進体制

・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦ 子ども・子育て会議の設置

・国に有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置

・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

（３）子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度でのサービスの全体像は下図のとおりです。

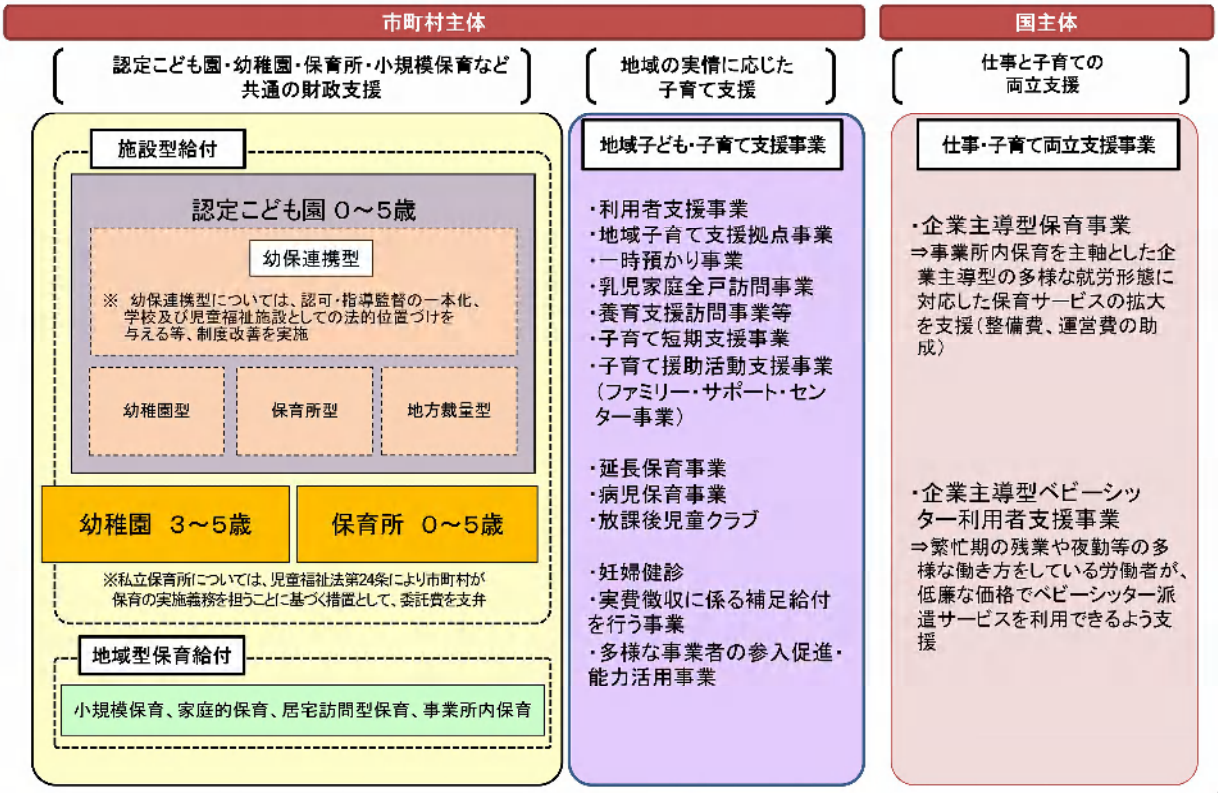

出典：内閣府資料

（４）３つの認定区分

子ども･子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて３つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われます。

認定区分	内容	給付の内容	利用できる施設
１号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、２号認定子ども以外のもの（法第 19 条第１項１号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
２号認定	満３歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（法第 19 条第１項２号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
３号認定	満３歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（法第 19 条第１項３号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

（５）保育の必要性

子ども・子育て支援法では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて保育の必要性を認定し、認定内容に応じた給付を行うこととされています。

なお、保育の必要性の認定に当たっては下図のとおり、「①保育を必要とする事由」、「②保育の必要量」、「③優先利用への該当の有無」の３点が考慮されます。

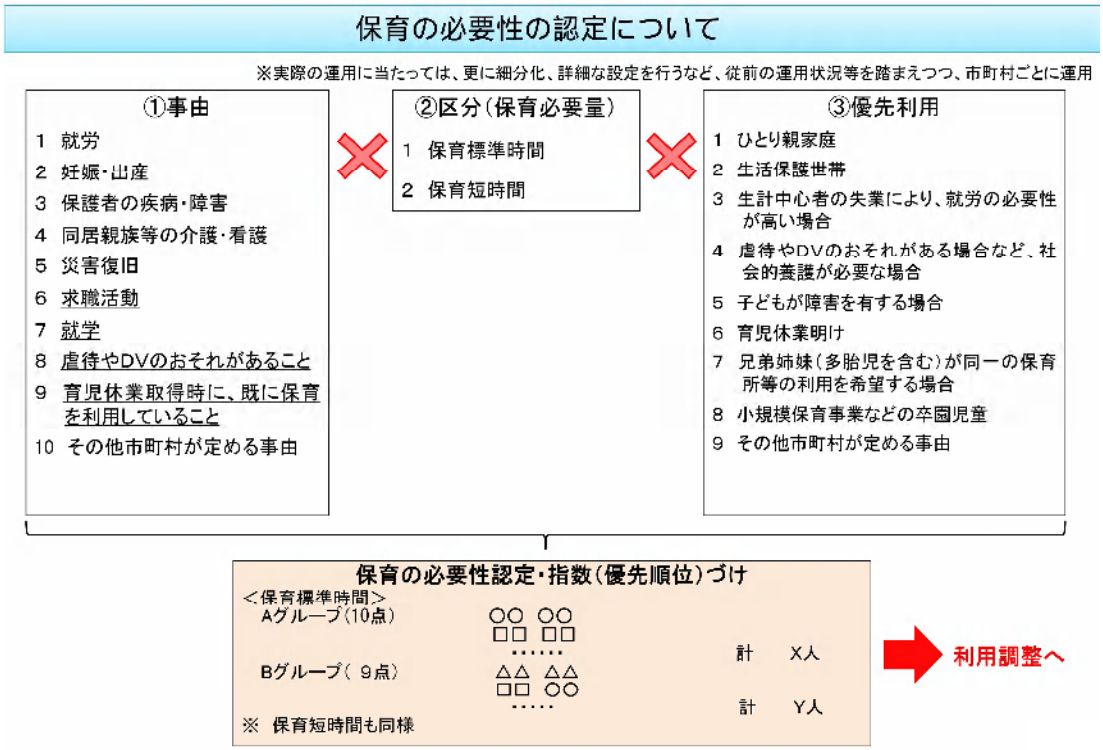

出典：内閣府資料

※保育の必要量

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな２区分を設定しています。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

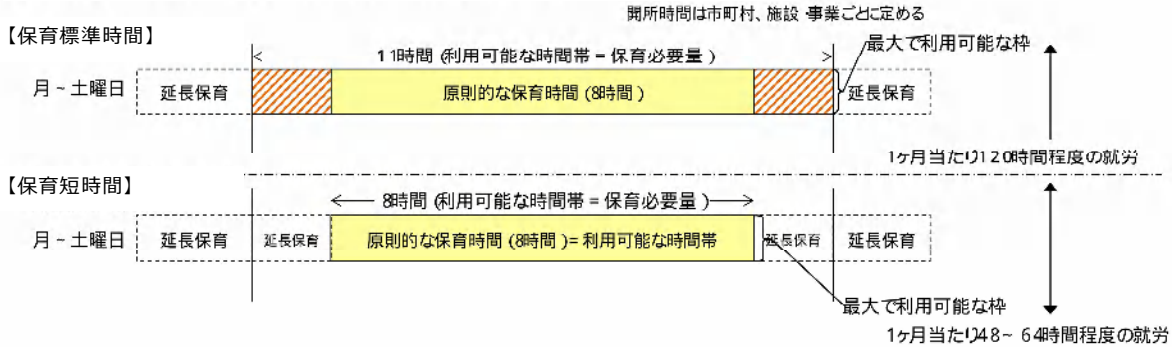

出典：内閣府資料

５　第１期計画策定以降の国の主な動向

年	法律・制度・通知等	主な内容
平成 27 年 (2015)	子ども・子育て支援法関連３法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定が明記。
	保育士確保プラン	・「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施に向け、平成 29 年度末までに 7 万人の保育士を確保。
	少子化社会対策大綱改定	・子育て支援施策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化。
	次世代育成支援対策推進法	・平成 37 年 3 月末までの時限立法に延長。
平成 28 年 (2016)	子ども・若者育成支援推進大綱	・子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針を提示。
	児童福祉法一部改正	・子どもの権利条約を踏まえ、権利の主体であることが明言。 ・児童虐待対策の強化。 ・子育て世代包括支援センターの法制化。
	ニッポン一億総活躍プラン	・保育士の処遇について、新たに 2%相当の改善。 ・平成 30 年度以降も保育士の確保に取り組む。
	切れ目のない保育のための対策	・待機児童の解消に向けて取り組む市町村を支援するため、施設整備、入園予約制、保育コンシェルジュの展開などを明確化。
平成 29 年 (2017)	教育要領、保育指針等の改訂	・「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が改訂。
	子育て安心プラン	・平成 32 年度末までに全国の待機児童を解消、待機児童ゼロを維持しつつ女性の就業率 80%を達成。
	新しい経済政策パッケージ	・「人づくり改革」において、教育・保育の無償化、待機児童の解消、高等教育の無償化などを掲げる。
平成 30 年 (2018)	新・放課後子ども総合プラン	・放課後児童クラブの量的拡充を図り、5 年間で約30万人分の受け皿を整備することを目標とする。
令和元年 (2019)	幼児教育・保育の無償化	・10 月 1 日から 3～5 歳児クラスの幼稚園、保育所等の利用料が無償になる。

６　計画の策定体制と方法

（１）策定体制、策定方法

本計画における策定体制と策定方法は下図のとおりです。

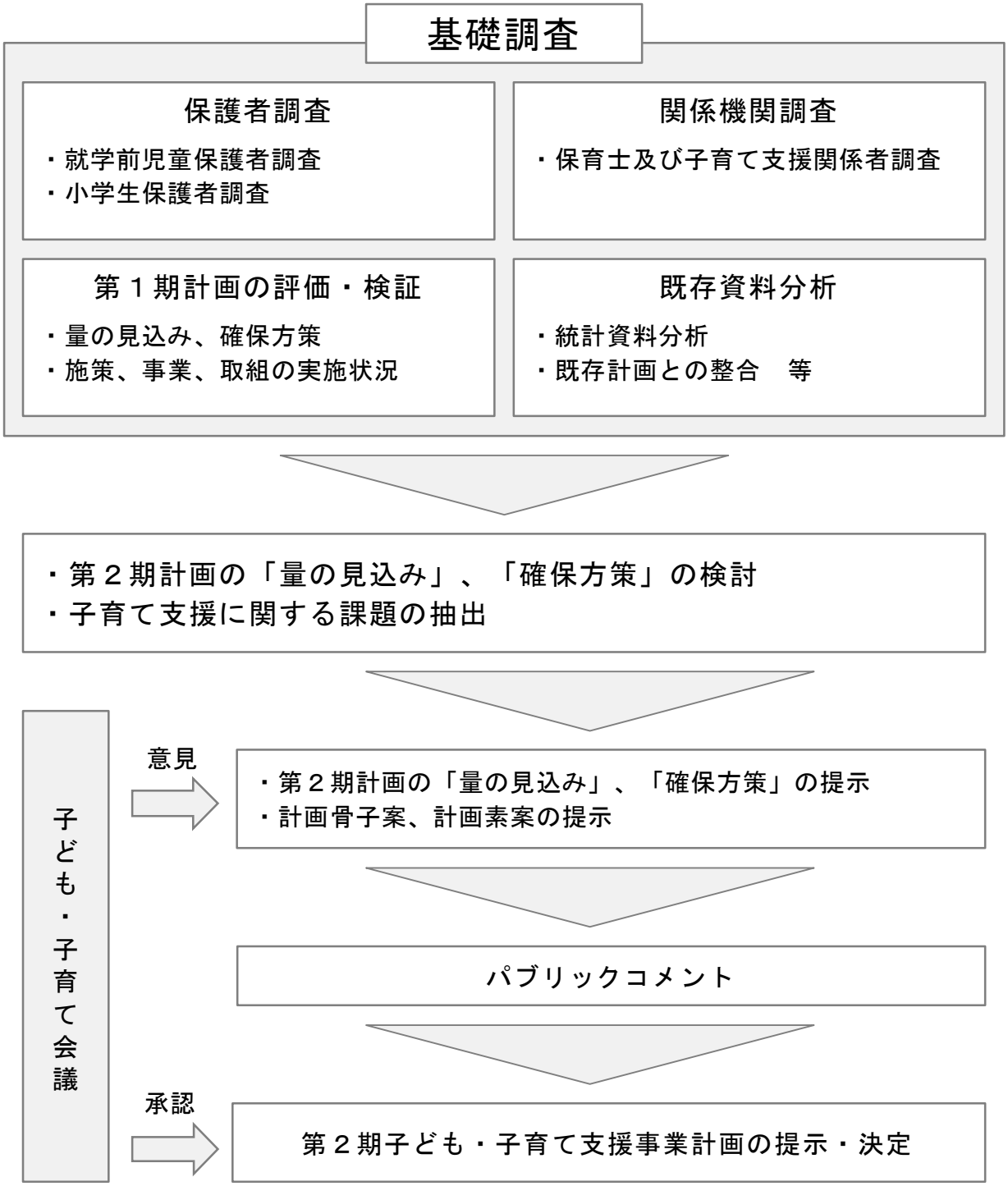

（２）中種子町子ども・子育て会議

本計画は、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく「中種子町子ども・子育て会議」において委員の意見を聴取して策定しました。

回	期　日	主な内容
第１回	令和元年 10 月 17 日	・子ども・子育て審議会の役割等について ・保護者調査結果について ・量の見込み及び確保方策について ・次期計画骨子案、施策体系案について
第２回	令和元年 12 月 17 日	・計画素案について
第３回	令和 2 年 2 月 25 日	・パブリックコメント実施結果について ・計画最終案について

（３）保護者アンケート調査

教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」、「必要としている子ども・子育てに関する支援」を把握することを目的として、本町在住の全ての就学前児童保護者及び小学生保護者を調査対象に平成31年１月に実施しました。

（４）保育士及び子育て支援関係者アンケート調査

施設に通う子どもの状況や保護者に対する必要な支援を把握するため、保育士及び子育て支援関係者を対象に令和元年９月に実施しました。

（５）パブリックコメント

本計画案に対し、広く町民の意見を聴取するため、令和２年１月 14 日から２月 13 日までパブリックコメント（意見等の募集）を実施しました。

第２章　子どもを取り巻く状況

１　少子化の動向

（１）人口の推移及び推計

総人口は、平成 22 年の 8,696 人が平成 27 年には 8,135 人となり、561 人の減少となっています。

今後、少子高齢化の進展により総人口は更に減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和 22 年（2040 年）の総人口は 5,146 人、年少人口（0～14 歳）は 592 人、総人口に占める年少人口割合は 11.5%となる見込みとなっています。

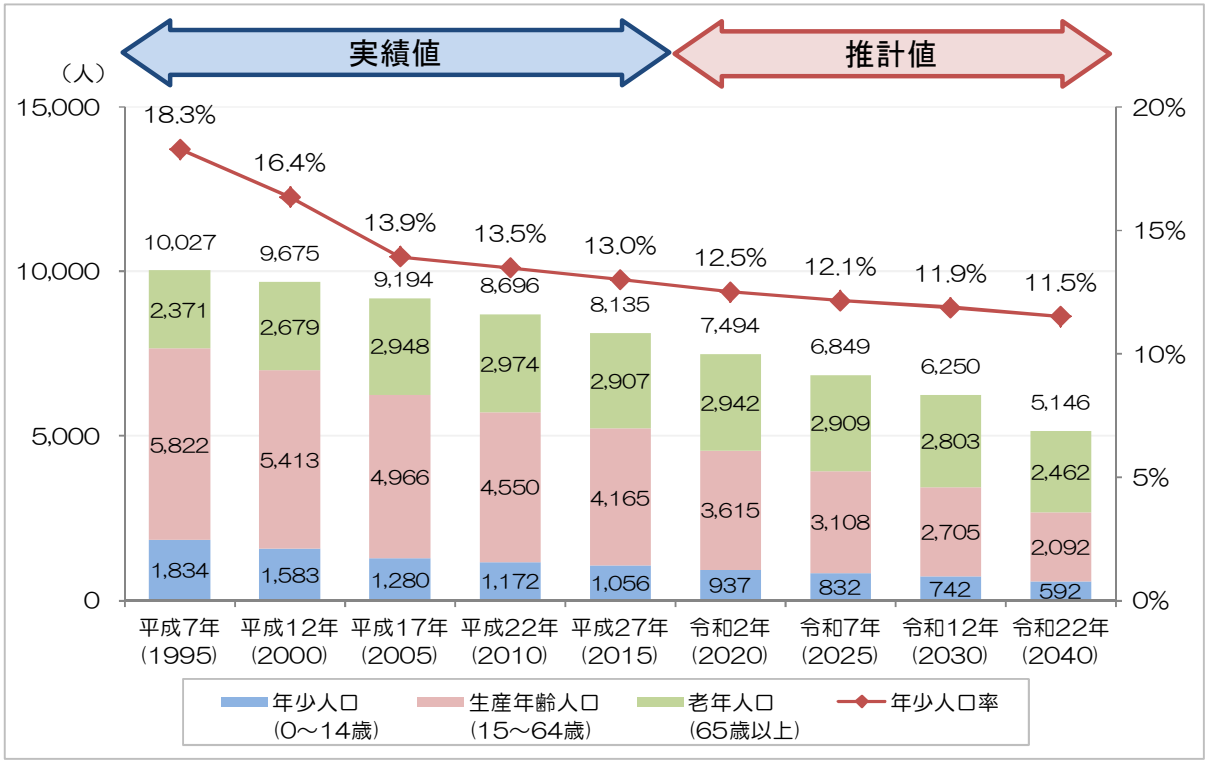

出典：国勢調査（平成 7 年～平成 27 年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和 2 年～令和 22 年）

（２）出生数、出生率の推移

出生数は 60 人前後で推移しています。

また、出生率（人口千人当たりの出生数）は全国、鹿児島県より低い水準で推移しています。

【出生数】

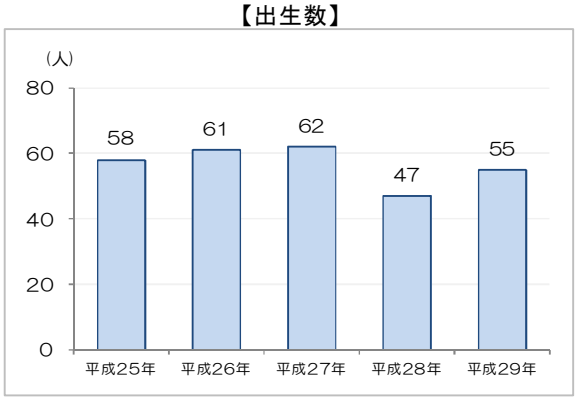

【出生率（人口千人当たりの出生数）】

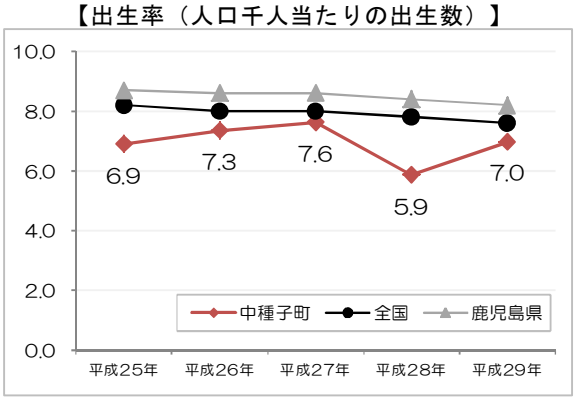

出典：人口動態統計

（３）出生数と母親年齢、出生順位の状況

出生数と母親年齢の関係をみると、母親年齢 30 歳以上の構成割合が高く、平成 29 年では６割を超えています。出生順位の構成割合についてはほぼ同水準で推移しています。

【出生数と母親年齢】

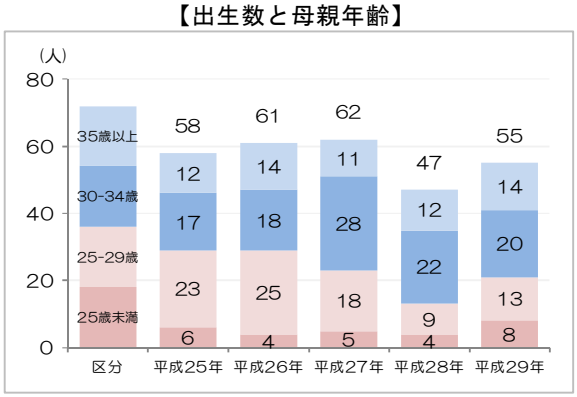

【出生数と母親年齢（構成割合）】

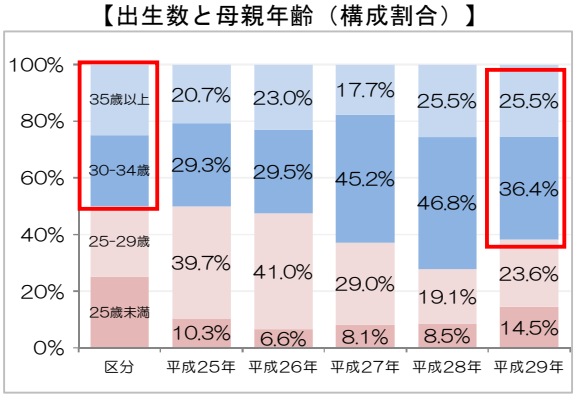

【出生数と出生順位】

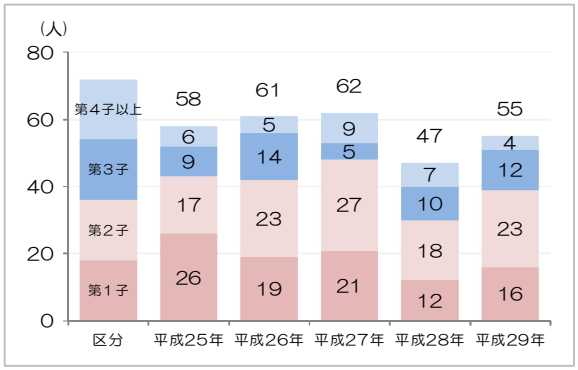

【出生数と出生順位（構成割合）】

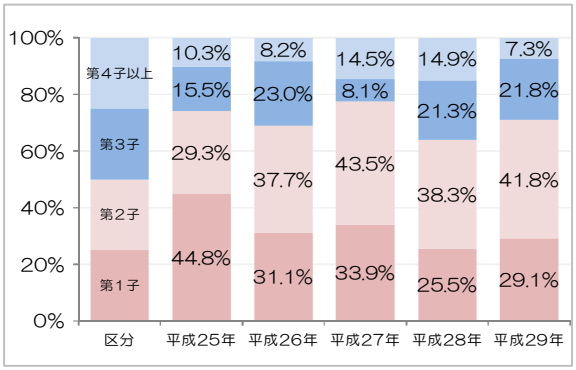

出典：人口動態統計

（４）婚姻等に関する状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は 30 件前後、離婚件数は 15 件前後で推移しています。

また、平成 29 年の婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）は全国、鹿児島県より低くなっています。一方、離婚率（人口千人当たりの離婚件数）は全国、鹿児島県より高くなっています。

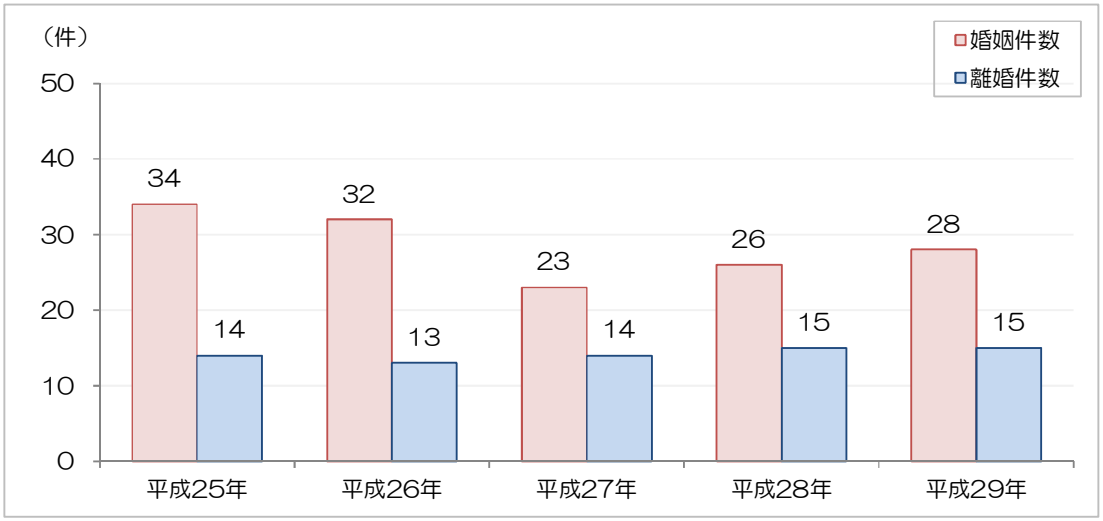

【婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）】

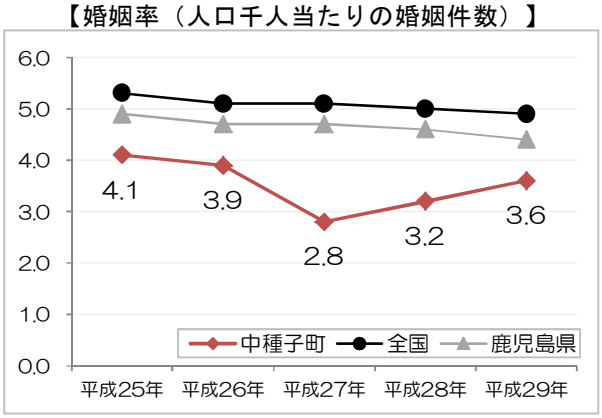

【離婚率（人口千人当たりの離婚件数）】

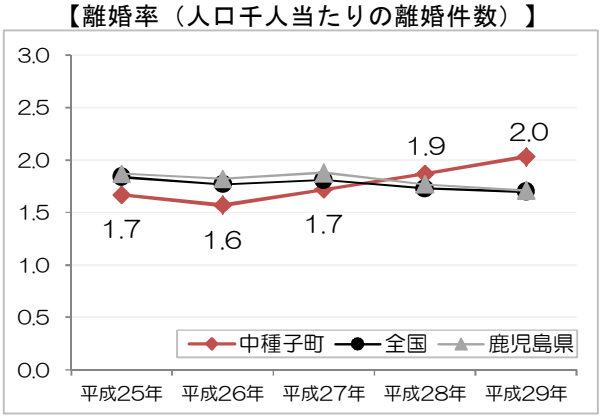

出典：人口動態統計

② 未婚率の推移

男性の未婚率を年代別でみると、25～29 歳の年代が上昇傾向にあり、平成 27 年で 65.9%となっています。

女性の未婚率を年代別でみると、平成 22 年と平成 27 年を比較し 20～24 歳で 2.0 ポイント(81.8%から 83.8%)、25～29 歳で 10.1 ポイント(34.8%から 44.9%）上昇しています。

【男性未婚率】

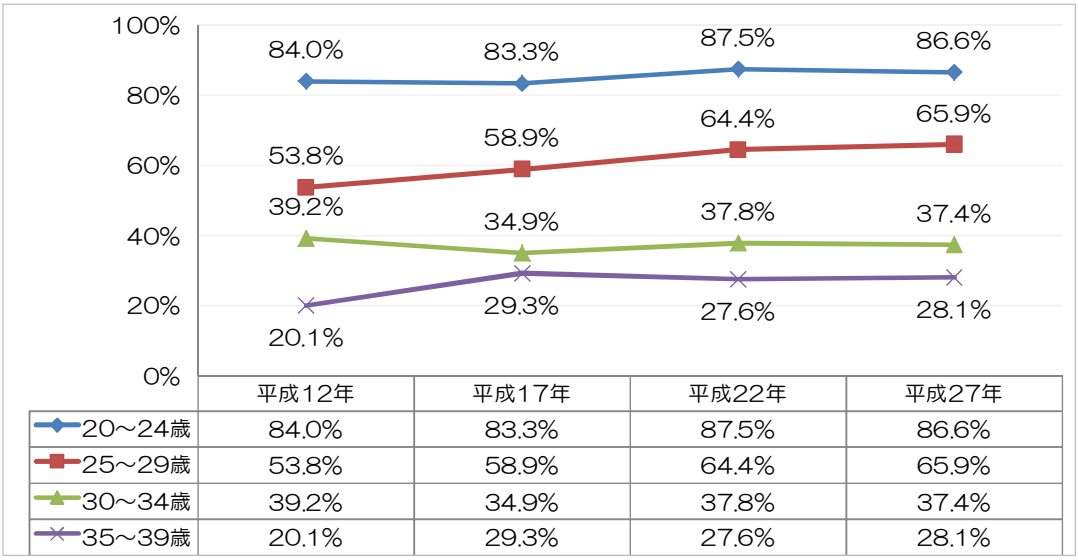

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	84.0%	83.3%	87.5%	86.6%
25～29歳	53.8%	58.9%	64.4%	65.9%
30～34歳	39.2%	34.9%	37.8%	37.4%
35～39歳	20.1%	29.3%	27.6%	28.1%

【女性未婚率】

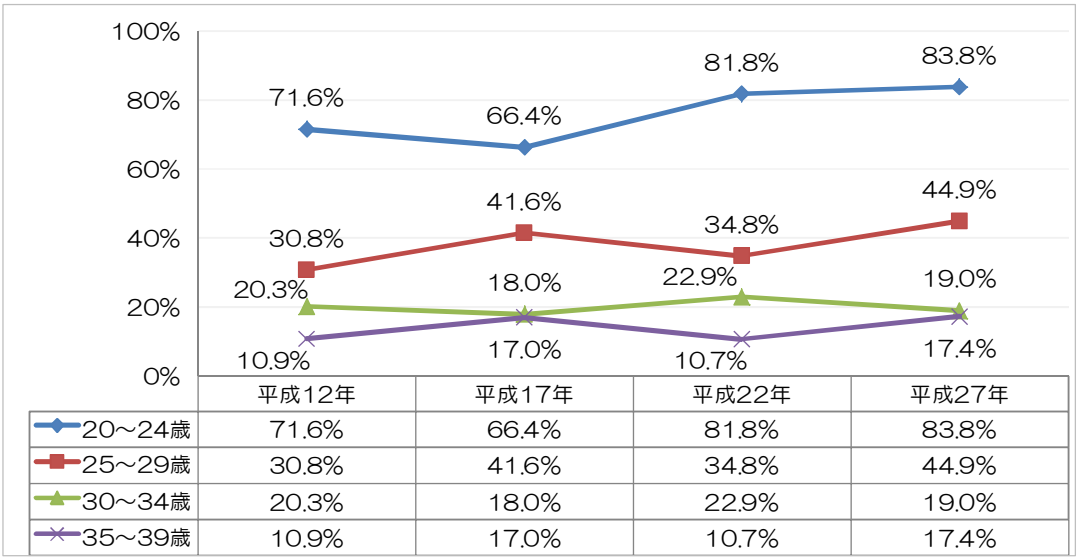

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
20～24歳	71.6%	66.4%	81.8%	83.8%
25～29歳	30.8%	41.6%	34.8%	44.9%
30～34歳	20.3%	18.0%	22.9%	19.0%
35～39歳	10.9%	17.0%	10.7%	17.4%

出典：国勢調査

２　世帯の状況

（１）世帯数・１世帯当たりの人員数の推移

世帯数、１世帯当たり人員数ともに減少傾向で推移しています。

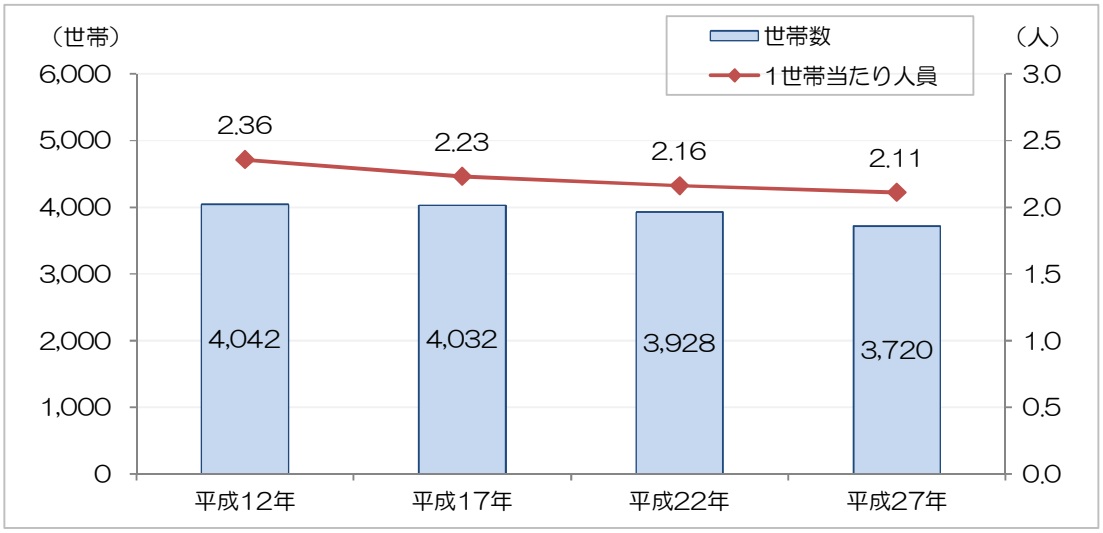

出典：国勢調査

（２）類型別世帯の状況

平成 27 年の子どものいる世帯（「夫婦と子どもの世帯の 798 世帯」と「ひとり親と子どもの世帯の 347 世帯」の合計）は 1,145 世帯となっています。

また、平成 27 年の全体に占める「夫婦と子どもの世帯」の割合は 21.5%、「ひとり親と子どもの世帯」の割合は 9.3%となっています。

【類型別世帯数の推移】

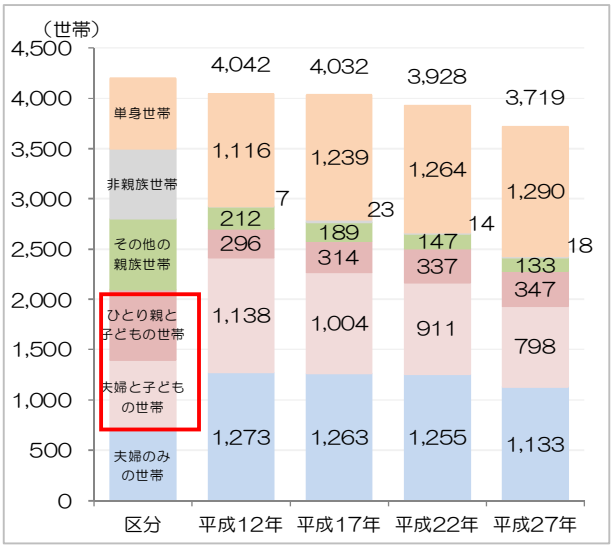

【類型別世帯数構成割合の推移】

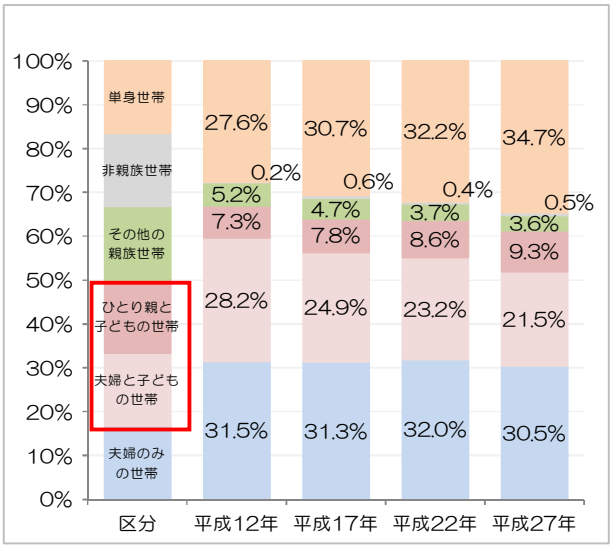

出典：国勢調査

（３）ひとり親家庭の状況

母子世帯数及び父子世帯数については、ほぼ同水準で推移しています。

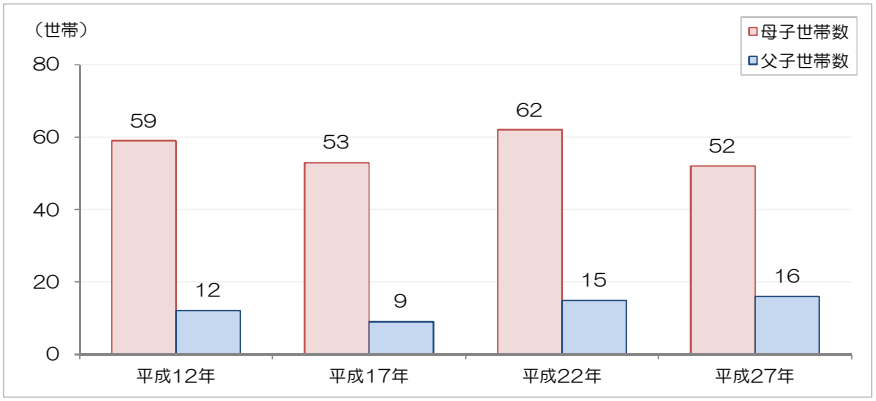

出典：国勢調査

３　女性の就業の状況

平成 27 年の本町の子育て世代の女性（25～44 歳）の就業率は、全ての年代で平成 17 年の本町の就業率を上回っています。平成 27 年の全国平均と比較すると、35～44 歳で本町の就業率が上回っています。

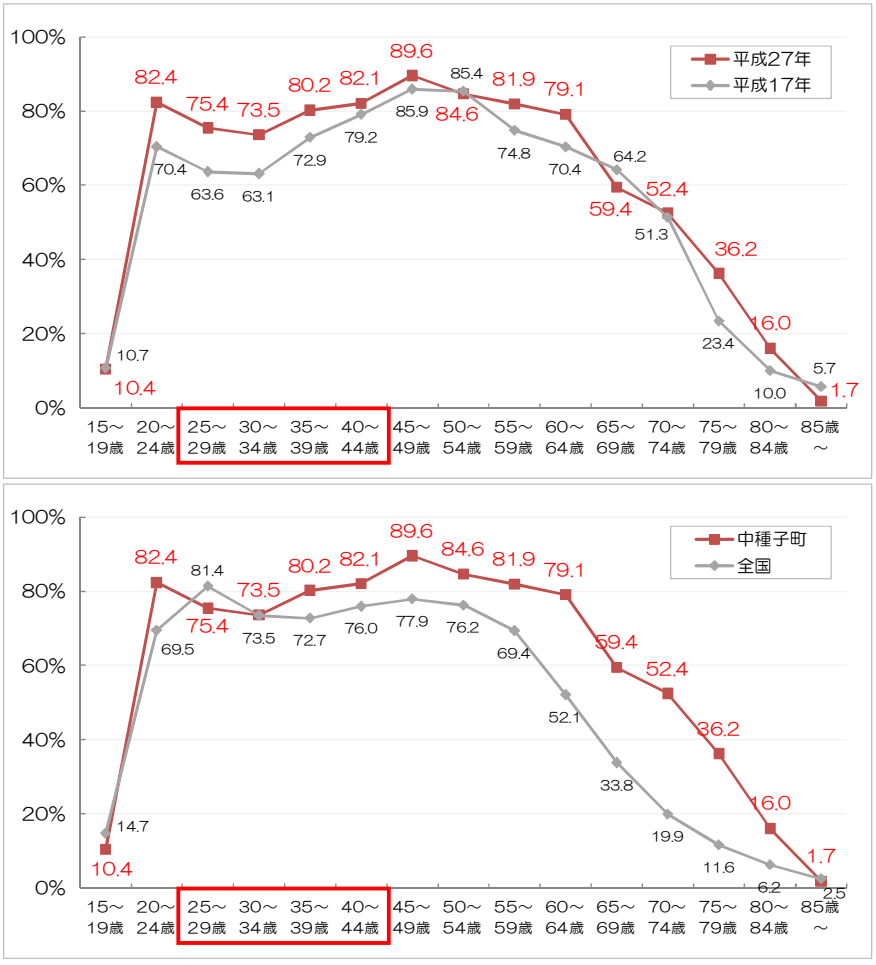

出典：国勢調査

４　保護者アンケート調査結果にみる本町の状況

（１）調査の実施状況

① 調査実施時期

平成 31 年１月に実施しました。

② 調査対象者及び調査方法

以下の２種類（就学前児童保護者用、小学生保護者用）の調査票を作成し、無記名方式により実施しました。

ア）就学前児童保護者

本町在住の就学前のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、保育所等を通じて直接配付・回収及び郵送による配付・回収を行いました。なお、就学前児童が２人以上の世帯については、一番下のお子さんのことについて回答して頂きました。

イ）小学生保護者

本町在住の小学生のお子さんをお持ちの全ての保護者を対象とし、学校を通じて直接配付・回収を行いました。なお、小学生が２人以上の世帯については、学年が一番下のお子さんのことについて回答して頂きました。

③ 対象世帯数、有効回答数、有効回答率

	対象世帯数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	285	242	84.9%
小学生保護者	278	246	88.5%
合計	563	488	86.7%

（２）集計処理について

・回答率は百分比の小数点第２位を四捨五入しているので、合計が 100%にならない場合があります。
・２つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として 100%を超えます。
・集計表の比率については小数点第２位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても 100%に合致しない場合があります。
・以降の調査結果についても同様となります。

（３）調査結果（抜粋）

※本文中の就学前児童保護者調査結果は就学前、小学生保護者調査結果は小学生と表記しています。

① お住まいの校区

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
野間小学校区	169	69.8%
増田小学校区	17	7.0%
星原小学校区	7	2.9%
納官小学校区	13	5.4%
油久小学校区	10	4.1%
南界小学校区	14	5.8%
岩岡小学校区	8	3.3%
無回答	4	1.7%
サンプル数	242	100.0%

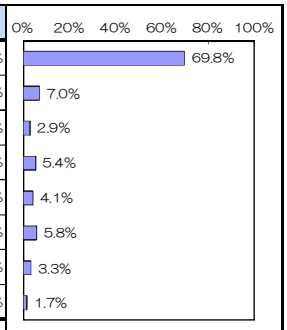

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
野間小学校区	159	64.6%
増田小学校区	30	12.2%
星原小学校区	11	4.5%
納官小学校区	7	2.8%
油久小学校区	13	5.3%
南界小学校区	11	4.5%
岩岡小学校区	14	5.7%
無回答	1	0.4%
サンプル数	246	100.0%

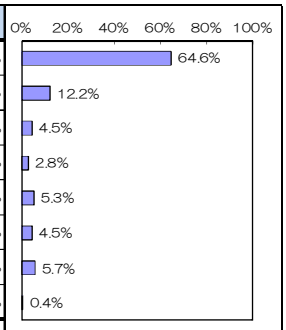

② お子さんの年齢・学年

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
０歳	38	15.7%
１歳	46	19.0%
２歳	33	13.6%
３歳	41	16.9%
４歳	37	15.3%
５歳	28	11.6%
６歳	16	6.6%
無回答	3	1.2%
サンプル数	242	100.0%

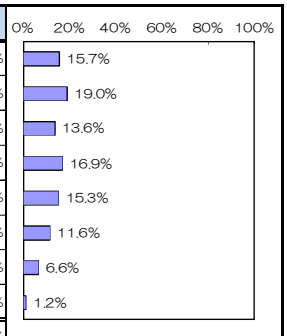

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
小学１年生	73	29.7%
小学２年生	51	20.7%
小学３年生	43	17.5%
小学４年生	29	11.8%
小学５年生	29	11.8%
小学６年生	20	8.1%
無回答	1	0.4%
サンプル数	246	100.0%

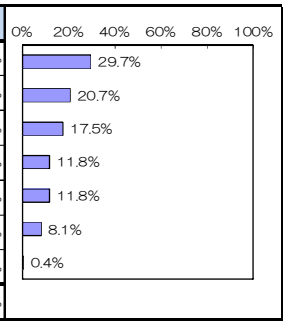

③ 子育てを主に行っている者

就学前、小学生ともに「父母ともに」が最も多くなっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
父母ともに	146	60.3%
主に母親	88	36.4%
主に父親	2	0.8%
主に祖父母	2	0.8%
その他	1	0.4%
無回答	3	1.2%
サンプル数	242	100.0%

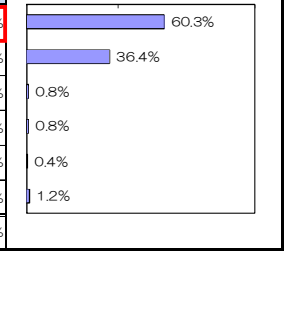

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
父母ともに	165	67.1%
主に母親	72	29.3%
主に父親	4	1.6%
主に祖父母	1	0.4%
その他	1	0.4%
無回答	3	1.2%
サンプル数	246	100.0%

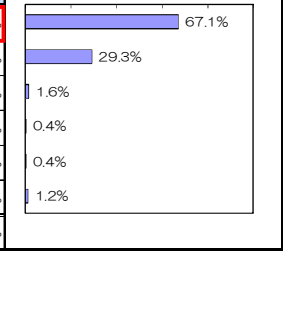

④ 母親の就労状況・就労意向

ア）現在の就労状況

母親のフルタイムでの就労が就学前 34.9%、小学生 53.1%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	84	34.9%
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	15	6.2%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	75	31.1%
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	8	3.3%
以前は就労していたが、現在は就労していない	54	22.4%
これまで就労したことがない	1	0.4%
無回答	4	1.7%
サンプル数	241	100.0%

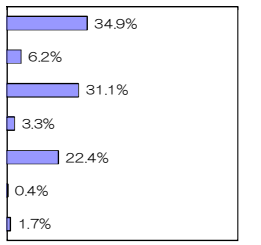

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	129	53.1%
フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である	2	0.8%
パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない	77	31.7%
パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である	1	0.4%
以前は就労していたが、現在は就労していない	28	11.5%
これまで就労したことがない	1	0.4%
無回答	5	2.1%
サンプル数	243	100.0%

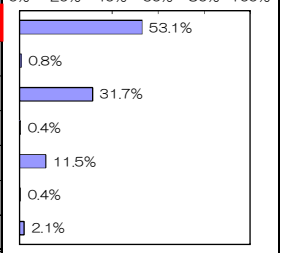

イ）フルタイムへの転換希望（パート・アルバイトの方への設問）

就学前、小学生ともに「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が約１割となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	9	10.8%
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	16	19.3%
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	51	61.4%
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	4	4.8%
無回答	3	3.6%
サンプル数	83	100.0%

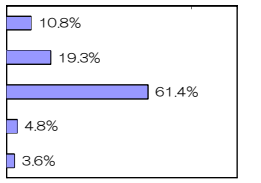

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある	8	10.3%
フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない	16	20.5%
パート・アルバイト等の就労を続けることを希望	42	53.8%
パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい	6	7.7%
無回答	6	7.7%
サンプル数	78	100.0%

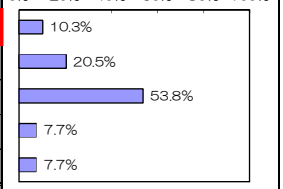

ウ）就労の希望（現在就労していない方への設問）

「すぐにでも、若しくは１年以内に就労したい」が就学前で 38.2%、小学生で 44.8%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）	6	10.9%
1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい	27	49.1%
すぐにでも、若しくは１年以内に就労したい	21	38.2%
無回答	1	1.8%
サンプル数	55	100.0%

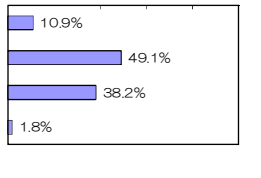

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
子育てや家事に専念したい（就労の予定はない）	4	13.8%
1年より先、一番下の子どもが□□歳になったころに就労したい	10	34.5%
すぐにでも、若しくは１年以内に就労したい	13	44.8%
無回答	2	6.9%
サンプル数	29	100.0%

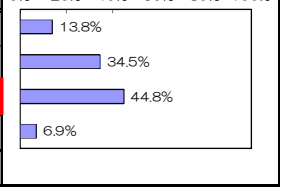

⑤ 保育所等利用開始時期の希望と現実の乖離（就学前）

「利用できなかった」が8.5%となっています。

選択肢	回答数	割合
利用できた	151	85.3%
育児休業を切り上げるなど調整して利用できた	6	3.4%
利用できなかった	15	8.5%
その他	1	0.6%
無回答	4	2.3%
サンプル数	177	100.0%

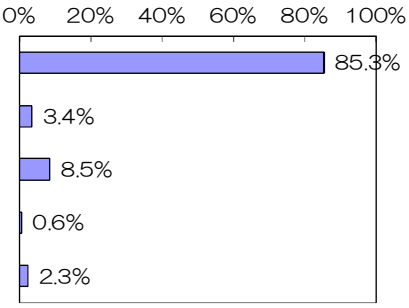

⑥ 保育所、幼稚園等の満足度（就学前）

満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「保護者への情報伝達」（合計 18.1%）、「衛生対策」（合計 16.4%）などとなっています。

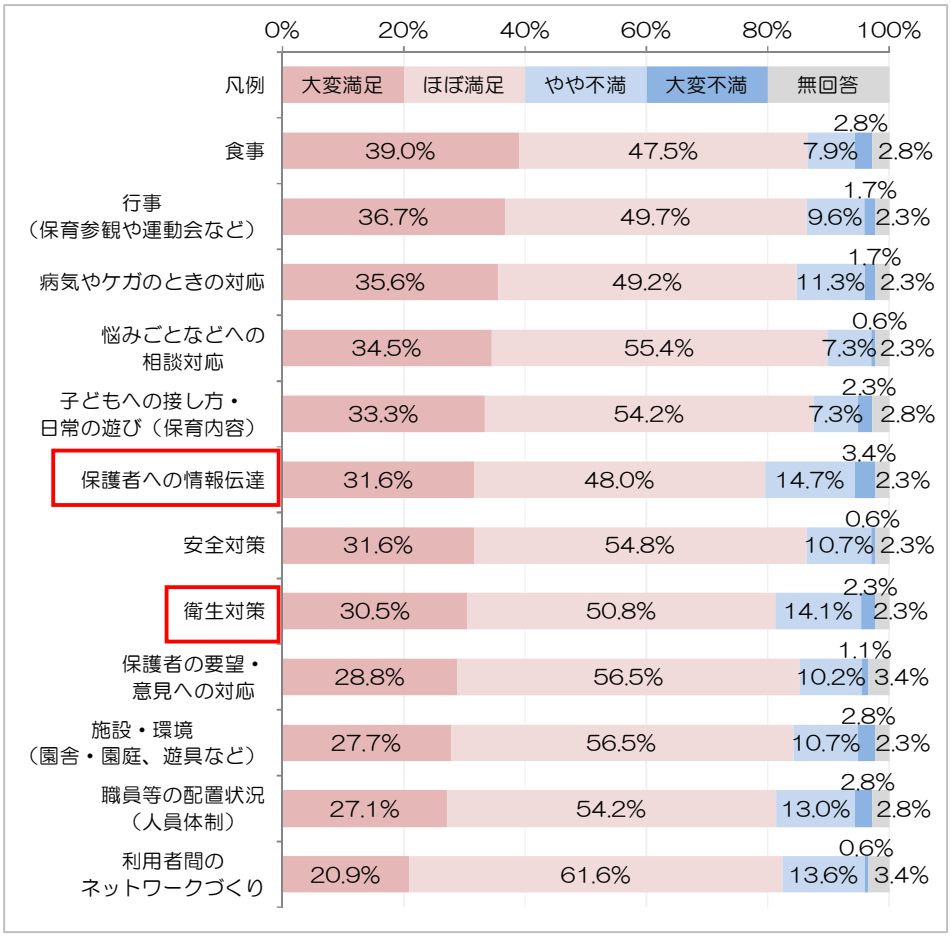

⑦ 小学校就学後の放課後の過ごし方（就学前）

ア）小学校低学年（小学 1～3 年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が 59.1%、「放課後子ども教室」が 13.6%となっています。

選択肢	回答数	割合
放課後児童クラブ（学童保育）	26	59.1%
自宅	20	45.5%
祖父母宅や友人・知人宅	8	18.2%
習い事	7	15.9%
放課後子ども教室	6	13.6%
児童館	4	9.1%
無回答	1	2.3%
サンプル数	44	

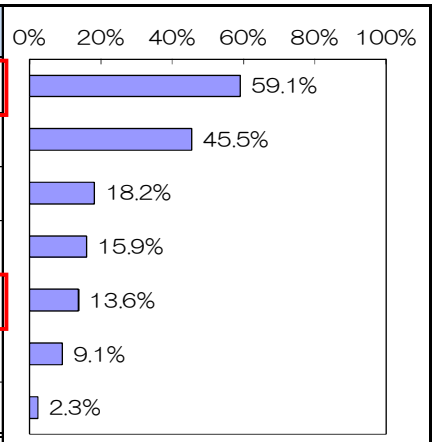

イ）小学校高学年（小学 4～6 年）時（複数回答）

「放課後児童クラブ」が 38.6%、「放課後子ども教室」が 6.8%となっています。

選択肢	回答数	割合
自宅	26	59.1%
習い事	17	38.6%
放課後児童クラブ（学童保育）	17	38.6%
祖父母宅や友人・知人宅	6	13.6%
放課後子ども教室	3	6.8%
その他	1	2.3%
無回答	2	4.5%
サンプル数	44	

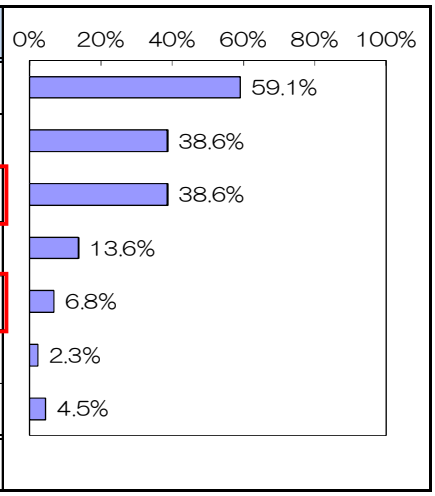

⑧ 放課後児童クラブの利用状況（小学生）

「利用している」が 41.1%となっています。

選択肢	回答数	割合
利用している	101	41.1%
利用していない	141	57.3%
無回答	4	1.6%
サンプル数	246	100.0%

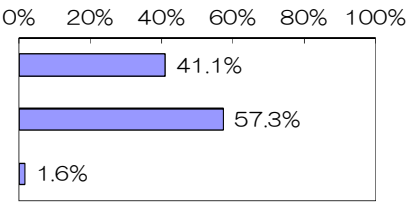

⑨ 放課後児童クラブの満足度（小学生）

満足していない（「やや不満」と「大変不満」の合計）割合が高かった項目は、「利用者間のネットワークづくり」（合計 12.9%）などとなっています。

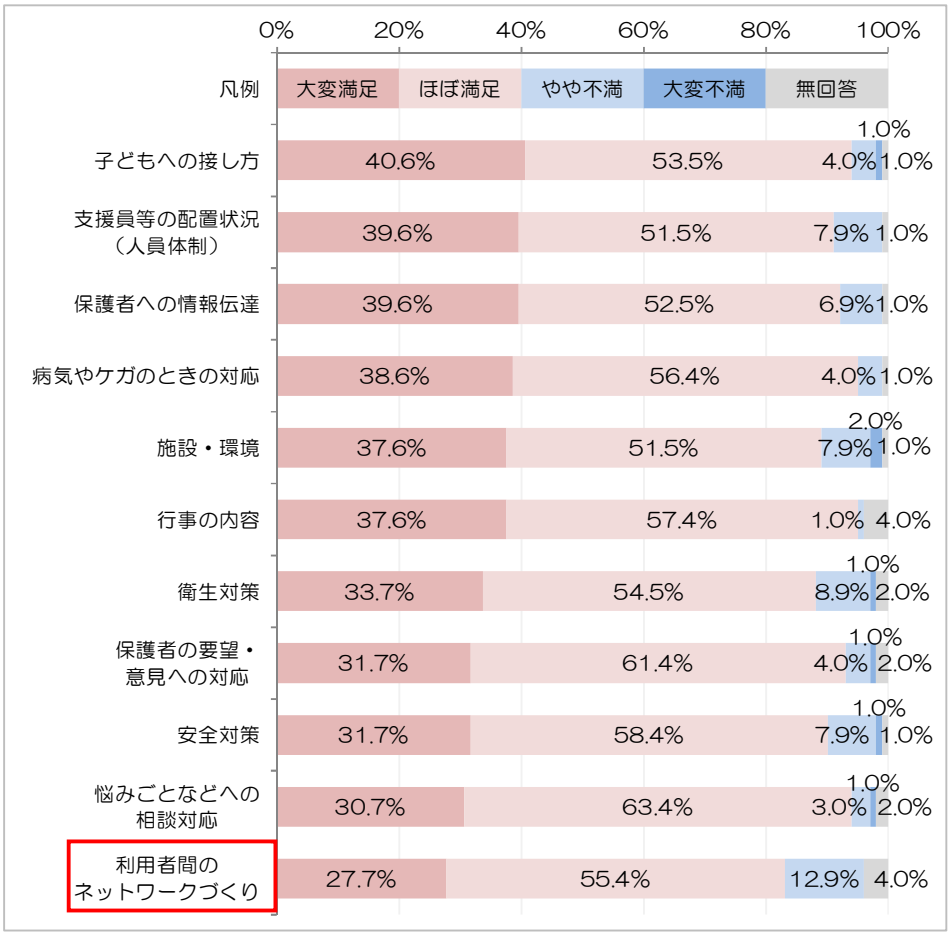

⑩ 子育てに関する不安感や負担感の有無

「なんとなく不安や負担を感じる」と「非常に不安や負担を感じる」の割合の合計は、就学前 45.4%、小学生 36.9%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
全く感じない	16	6.6%
あまり不安や負担などは感じない	78	32.2%
なんとなく不安や負担を感じる	94	38.8%
非常に不安や負担を感じる	16	6.6%
なんともいえない	37	15.3%
無回答	1	0.4%
サンプル数	242	100.0%

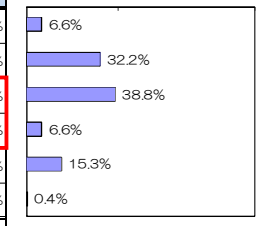

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
全く感じない	29	11.8%
あまり不安や負担などは感じない	84	34.1%
なんとなく不安や負担を感じる	84	34.1%
非常に不安や負担を感じる	7	2.8%
なんともいえない	40	16.3%
無回答	2	0.8%
サンプル数	246	100.0%

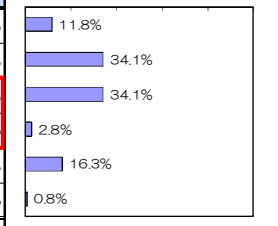

⑪ 子育てに関して日常悩んでいること（複数回答）

就学前については、「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなどを含む）」が 31.8%で最も多く、次いで「自分の時間があまりとれないこと」が 26.9%となっています。

小学生については、「子どもの教育に関すること（子育てで出費がかさむなどを含む）」が 31.3%で最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がすること」が 30.1%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
子どもの教育に関すること(子育てで出費がかさむなども含む)	77	31.8%
自分の時間があまりとれないこと	65	26.9%
子どもとの時間を十分にとれないこと	64	26.4%
子どもを叱りすぎているような気がすること	58	24.0%
住居が狭いこと	39	16.1%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	31	12.8%
夫婦で楽しむ時間がないこと	29	12.0%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	26	10.7%
友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること	25	10.3%
地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がよくわからないこと	17	7.0%
話し相手や相談相手がいないこと	16	6.6%
自分の子育てについて、まわりの見る目が気になること	16	6.6%
配偶者等の協力や理解が得にくいこと	15	6.2%
子どもが病気のときの対応方法がよくわからないこと	13	5.4%
配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	13	5.4%
登園拒否などの問題について	4	1.7%
子育てのストレスから、世話をしなかったりしてしまうこと	4	1.7%
その他	8	3.3%
不安なことは特にない	65	26.9%
無回答	6	2.5%
サンプル数	242	

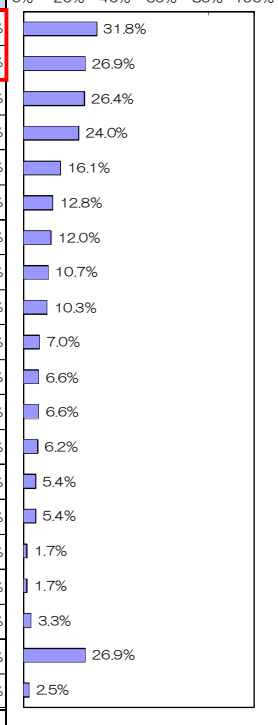

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
子どもの教育に関すること(子育てで出費がかさむなども含む)	77	31.3%
子どもを叱りすぎているような気がすること	74	30.1%
子どもとの時間を十分にとれないこと	63	25.6%
友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること	35	14.2%
子どもとの接し方に自信が持てないこと	25	10.2%
住居が狭いこと	25	10.2%
自分の時間があまりとれないこと	24	9.8%
配偶者・パートナーと子育てに関して意見が合わないこと	23	9.3%
夫婦で楽しむ時間がないこと	19	7.7%
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	12	4.9%
配偶者等の協力や理解が得にくいこと	11	4.5%
話し相手や相談相手がいないこと	9	3.7%
自分の子育てについて、まわりの見る目が気になること	8	3.3%
子どもが病気のときの対応方法がよくわからないこと	7	2.8%
地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がよくわからないこと	6	2.4%
登園拒否などの問題について	4	1.6%
子育てのストレスから、世話をしなかったりしてしまうこと	2	0.8%
その他	6	2.4%
不安なことは特にない	64	26.0%
無回答	7	2.8%
サンプル数	246	

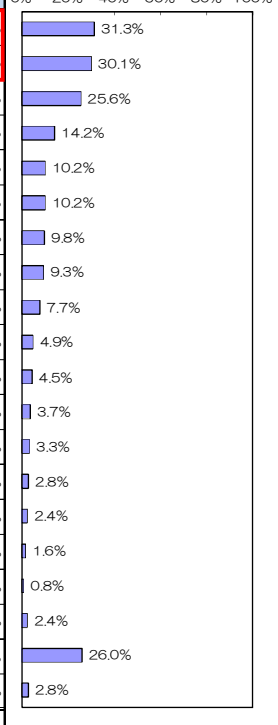

⑫ お子さんの将来的な進路

ア）理想的なお子さんの進路

「大学まで」が就学前 44.2%、小学生 43.1%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
中学校まで	1	0.4%
高等学校まで	28	11.6%
専門学校まで（高等学校卒業後に進学するもの）	42	17.4%
高等専門学校・短期大学まで	26	10.7%
大学まで	107	44.2%
大学院まで	3	1.2%
その他	2	0.8%
特に理想はない	31	12.8%
無回答	2	0.8%
サンプル数	242	100.0%

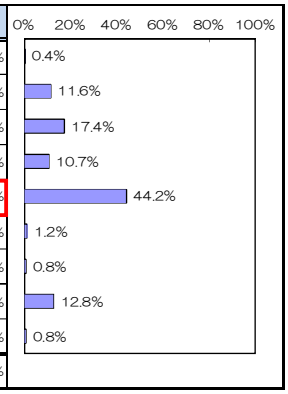

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
中学校まで	1	0.4%
高等学校まで	36	14.6%
専門学校まで（高等学校卒業後に進学するもの）	45	18.3%
高等専門学校・短期大学まで	26	10.6%
大学まで	106	43.1%
大学院まで	1	0.4%
その他	3	1.2%
特に理想はない	26	10.6%
無回答	2	0.8%
サンプル数	246	100.0%

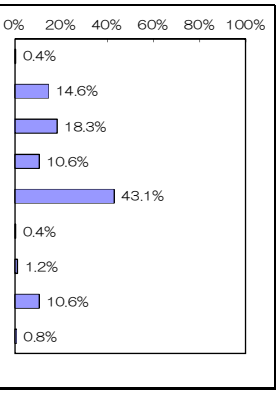

イ）現実的なお子さんの進路

「大学まで」が就学前 27.3%、小学生 28.0%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
中学校まで	1	0.4%
高等学校まで	47	19.4%
専門学校まで（高等学校卒業後に進学するもの）	46	19.0%
高等専門学校・短期大学まで	21	8.7%
大学まで	66	27.3%
大学院まで	3	1.2%
その他	2	0.8%
わからない	54	22.3%
無回答	2	0.8%
サンプル数	242	100.0%

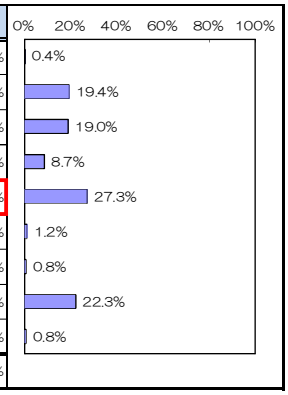

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
中学校まで	0	0.0%
高等学校まで	41	16.7%
専門学校まで（高等学校卒業後に進学するもの）	44	17.9%
高等専門学校・短期大学まで	39	15.9%
大学まで	69	28.0%
大学院まで	1	0.4%
その他	2	0.8%
わからない	47	19.1%
無回答	3	1.2%
サンプル数	246	100.0%

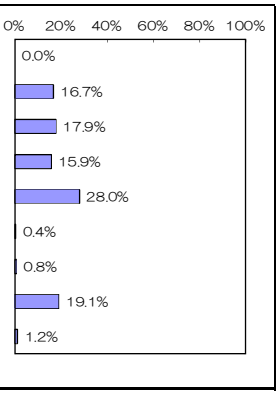

ウ）現実的なお子さんの進路として考えた理由

「家庭に経済的な余裕がないから」が就学前 7.4%、小学生 9.8%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
一般的な進路だと思うから	101	41.7%
親の学歴などから考えて	22	9.1%
家庭に経済的な余裕がないから	18	7.4%
他の家族の理解が得られないから	2	0.8%
その他	26	10.7%
特に理由はない	68	28.1%
無回答	5	2.1%
サンプル数	242	100.0%

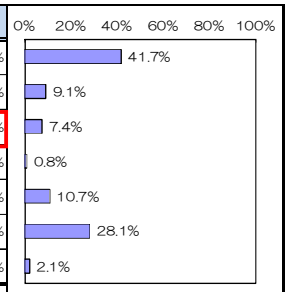

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
一般的な進路だと思うから	65	26.4%
子どもがそう希望しているから	50	20.3%
家庭に経済的な余裕がないから	24	9.8%
子供の学力から考えて	23	9.3%
他の家族の理解が得られないから	2	0.8%
その他	20	8.1%
特に理由はない	56	22.8%
無回答	6	2.4%
サンプル数	246	100.0%

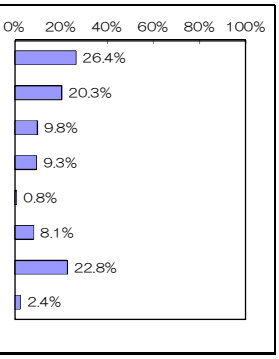

⑬ 塾や習い事の状況

ア）塾や習い事の有無

「していない」が就学前 81.8%、小学生 34.1%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
している	42	17.4%
していない	198	81.8%
無回答	2	0.8%
サンプル数	242	100.0%

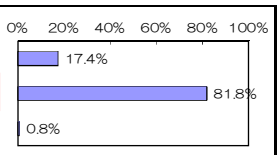

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
している	159	64.6%
していない	84	34.1%
無回答	3	1.2%
サンプル数	246	100.0%

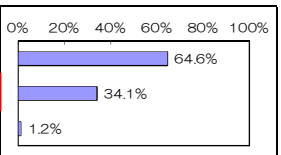

イ）塾や習い事をさせたい希望の有無（塾や習い事をしていない方への設問）

「ある」が就学前 67.2%、小学生 60.7%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
ある	133	67.2%
ない	48	24.2%
無回答	17	8.6%
サンプル数	198	100.0%

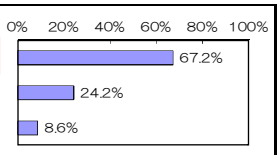

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
ある	51	60.7%
ない	26	31.0%
無回答	7	8.3%
サンプル数	84	100.0%

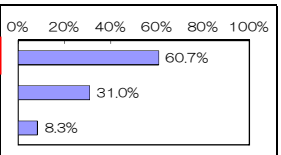

ウ）塾や習い事をさせていない理由（塾や習い事をさせたい方への設問）

「経済的に余裕がないから」が就学前 13.5%、小学生 21.6%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
経済的に余裕がないから	18	13.5%
子どもがやりたがらないから	16	12.0%
家の近くに塾や習い事がないから	14	10.5%
必要性を感じないから	8	6.0%
子どもが家などで過ごす自由時間が少なくなるから	5	3.8%
他の家族の理解が得られないから	0	0.0%
その他	41	30.8%
特に理由はない	27	20.3%
無回答	4	3.0%
サンプル数	133	100.0%

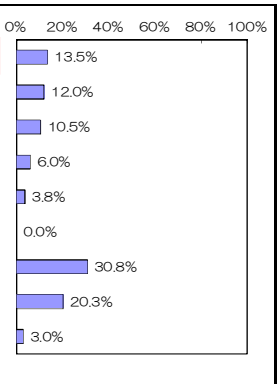

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
子どもがやりたがらないから	19	37.3%
経済的に余裕がないから	11	21.6%
家の近くに塾や習い事がないから	5	9.8%
学校の部活動が忙しいから	3	5.9%
子どもが家などで過ごす自由時間が少なくなるから	2	3.9%
必要性を感じないから	1	2.0%
他の家族の理解が得られないから	0	0.0%
その他	8	15.7%
特に理由はない	1	2.0%
無回答	1	2.0%
サンプル数	51	100.0%

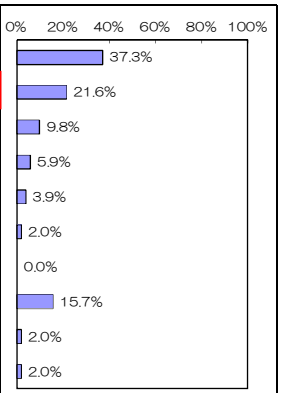

⑭ 「学習支援事業」、「子ども食堂」の利用意向

ア）「学習支援事業」の利用意向

何らかの条件付きを含めた利用意向の割合は、就学前 82.7%、小学生 82.5%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
利用してみたい	110	45.5%
実施日や時間帯が合えば、利用してみたい	45	18.6%
学力向上が見込める内容であれば、利用してみたい	39	16.1%
家の近くで実施するのであれば、利用してみたい	6	2.5%
塾に行かせるつもりなので、利用したいと思わない	1	0.4%
利用したいと思わない	7	2.9%
わからない	30	12.4%
無回答	4	1.7%
サンプル数	242	100.0%

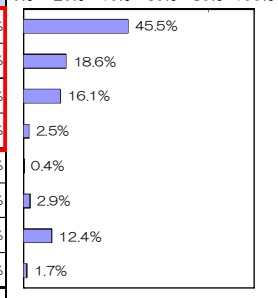

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
利用してみたい	107	43.5%
学力向上が見込める内容であれば、利用してみたい	45	18.3%
実施日や時間帯が合えば、利用してみたい	38	15.4%
家の近くで実施するのであれば、利用してみたい	13	5.3%
塾に行かせるつもりなので、利用したいと思わない	2	0.8%
その他の理由で利用したいと思わない	13	5.3%
わからない	24	9.8%
無回答	4	1.6%
サンプル数	246	100.0%

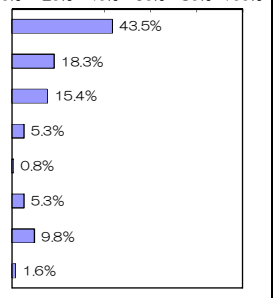

イ）「子ども食堂」の利用意向

「利用してみたい」が就学前 35.1%、小学生 32.5%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
利用してみたい	85	35.1%
利用したいと思わない	150	62.0%
無回答	7	2.9%
サンプル数	242	100.0%

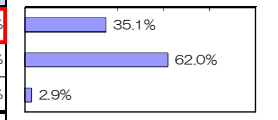

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
利用してみたい	80	32.5%
利用したいと思わない	159	64.6%
無回答	7	2.8%
サンプル数	246	100.0%

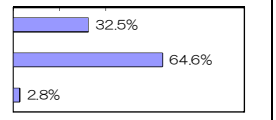

⑮ 子育て環境や支援への満足度

満足していない（「やや不満」と「非常に不満」の合計）割合は、就学前 31.8%、小学生 29.3%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
非常に満足	6	2.5%
やや満足	31	12.8%
普通	120	49.6%
やや不満	59	24.4%
非常に不満	18	7.4%
無回答	8	3.3%
サンプル数	242	100.0%

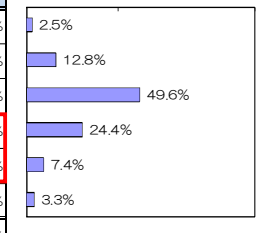

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
非常に満足	10	4.1%
やや満足	38	15.4%
普通	122	49.6%
やや不満	54	22.0%
非常に不満	18	7.3%
無回答	4	1.6%
サンプル数	246	100.0%

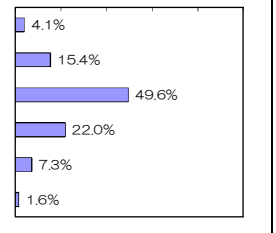

⑯ 仕事と子育てを両立させる上で大変だと感じること（複数回答）

就学前については、「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」が 41.7%で最も多く、次いで「急な残業が入ってしまう」が 23.1%となっています。

小学生については、「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」が 30.5%で最も多く、次いで「子どもと接する時間が少ない」が 26.8%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
自分が病気・けがをしたときに代わりに面倒をみる人がいない	101	41.7%
急な残業が入ってしまう	56	23.1%
子どもと接する時間が少ない	55	22.7%
職場の理解が得られない	13	5.4%
子どもの面倒をみてくれる保育所などが見つからない	7	2.9%
家族の理解が得られない	6	2.5%
子どものほかに面倒をみなければならない人がいる	2	0.8%
その他	8	3.3%
特にない	63	26.0%
無回答	15	6.2%
サンプル数	242	

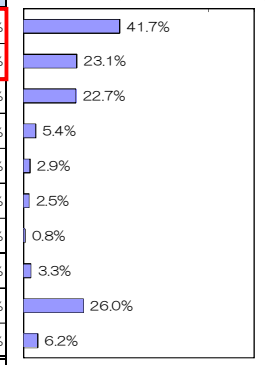

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
自分が病気・けがをしたときに代わりに面倒をみる人がいない	75	30.5%
子どもと接する時間が少ない	66	26.8%
急な残業が入ってしまう	50	20.3%
職場の理解が得られない	13	5.3%
家族の理解が得られない	8	3.3%
子どものほかに面倒をみなければならない人がいる	7	2.8%
子どもの面倒をみてくれる保育所などが見つからない	4	1.6%
その他	10	4.1%
特にない	71	28.9%
無回答	12	4.9%
サンプル数	246	

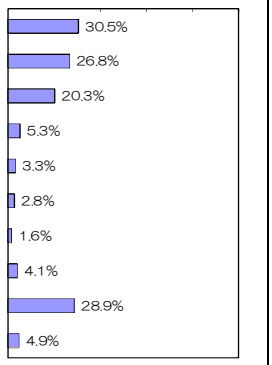

⑰ 充実を図ってほしい子育て支援策（複数回答）

就学前については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が 74.0%で最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい」が 41.3%となっています。

小学生については、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が57.3%で最も多く、次いで「教育にかかる費用負担を軽減してほしい」が49.6%となっています。

【就学前児童保護者】

選択肢	回答数	割合
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	179	74.0%
安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	100	41.3%
保育所、幼稚園、認定こども園にかかる費用負担を軽減してほしい	94	38.8%
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい	92	38.0%
保育所を増やしてほしい	46	19.0%
誰でも気軽に利用できるNPO等による保育サービスがほしい	38	15.7%
残業時間の短縮など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	36	14.9%
認定こども園を増やしてほしい	29	12.0%
幼稚園を増やしてほしい	28	11.6%
子育てについて学べる機会を作ってほしい	25	10.3%
多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮がほしい	23	9.5%
子育てに困ったときに相談したり情報が得られる場を作ってほしい	22	9.1%
その他	15	6.2%
特にない	13	5.4%
無回答	8	3.3%
サンプル数	242	

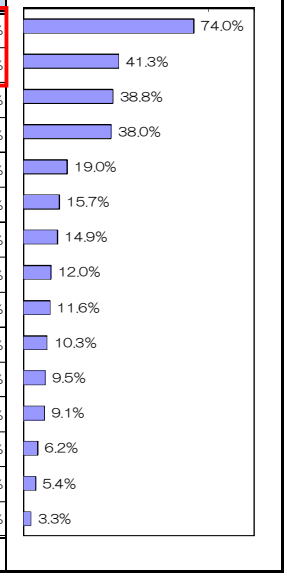

【小学生保護者】

選択肢	回答数	割合
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい	141	57.3%
教育にかかる費用負担を軽減してほしい	122	49.6%
安心して子どもが医療機関にかかれる体制を整備してほしい	95	38.6%
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会がほしい	60	24.4%
専業主婦など誰でも気軽に利用できる一時預かりサービスがほしい	40	16.3%
残業時間の短縮など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい	34	13.8%
子育てに困ったときに相談したり情報が得られる場を作ってほしい	26	10.6%
放課後児童クラブの実施箇所を増やしてほしい	25	10.2%
多子世帯の優先入居や広い部屋の割り当てなど、住宅面の配慮がほしい	25	10.2%
子育てについて学べる機会を作ってほしい	12	4.9%
その他	9	3.7%
特にない	13	5.3%
無回答	5	2.0%
サンプル数	246	

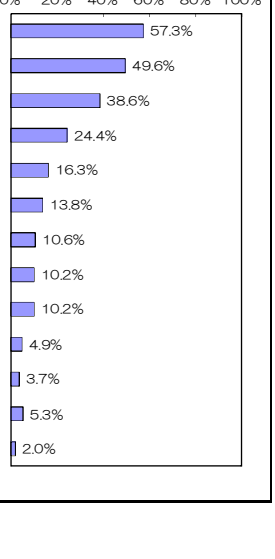

５　保育士及び子育て支援関係者アンケート調査結果にみる本町の状況

（１）調査の実施状況

① 調査実施時期

令和元年９月に実施しました。

② 調査対象者等

保育士及び保健センター職員など子育て支援関係者を対象とし、59 人から回答がありました。

（２）調査結果（抜粋）

① 最近 10 年間での保護者の変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「自分の生き方や生活に子どもを合わせる保護者」（76.3%）となっています。

「減った」の割合が高い項目は、「早寝早起きなどの生活習慣を大事にしている保護者」（52.5%）となっています。

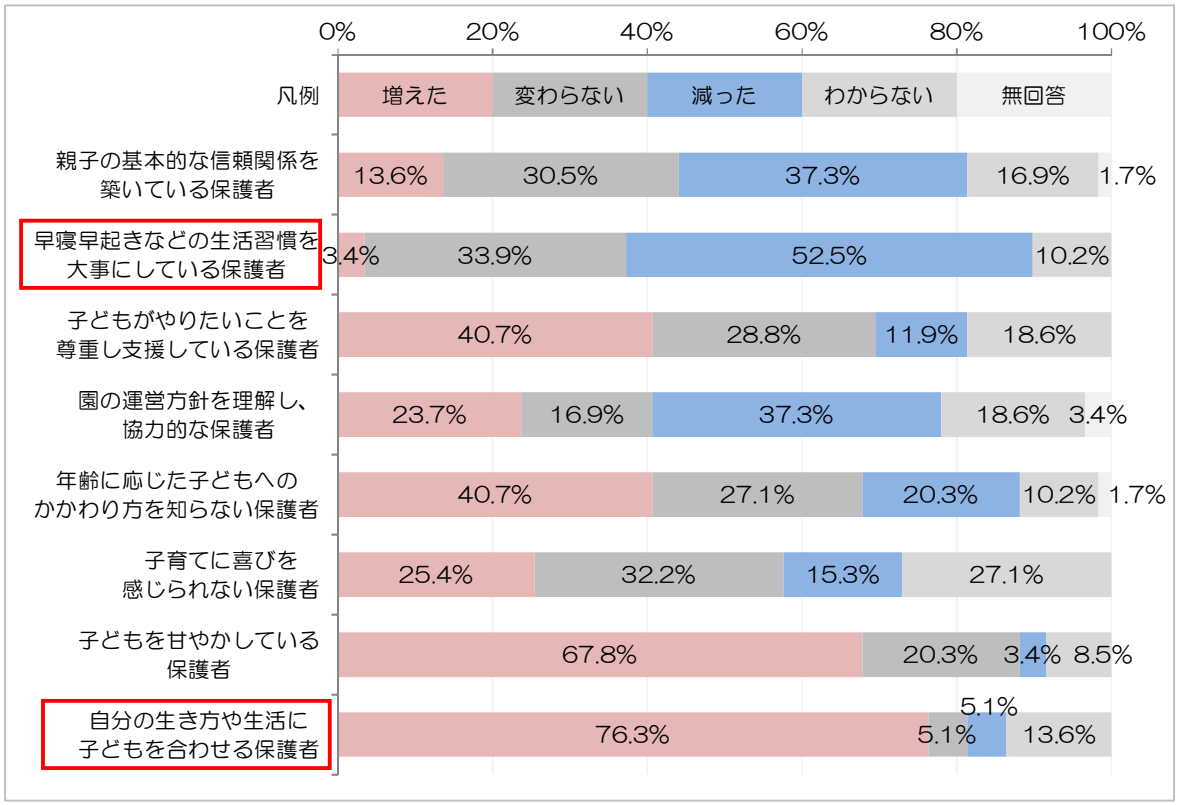

② 最近 10 年間での子どもの育ちの変化

「増えた」の割合が最も高い項目は、「オムツが取れる時間が遅い子ども」（33.9%）となっています。

「減った」の割合が高い項目は、「人の話を最後まで静かに聞ける子ども」（47.5%）となっています。

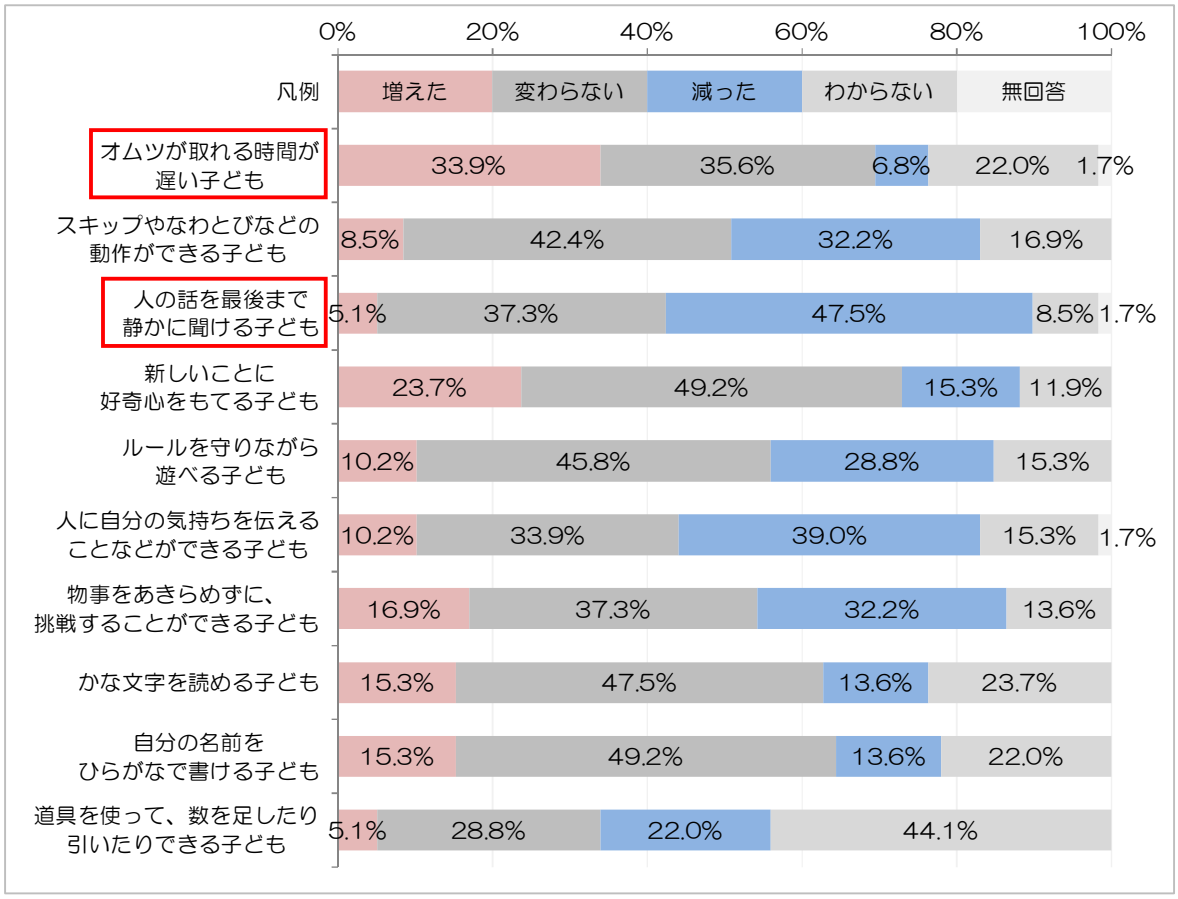

③ 幼児期に身に付けておくべき「生きる力」について

ア）生活面

主な意見
幼児期に自分で出来る事は、なるべく自分でさせることが大切。また、上手に出来なくても誉めてやる気を大切にする事が大事。
アレルギーの子が増えている。親の食の嗜好を押し付けられている子どももいる。
規則正しい生活習慣（就寝時間、起床時間、食事面など）が出来ていない子どもがいる。
衣服の着脱は出来ても後片付けがきちんと出来ていない子が多い。
泥まみれになり汚れるまで思いきり遊べる子が少なくなった。
離乳食がうまく進んでいない子が多い。うまく口をあけられてなかったり、もぐもぐする口の動きが少なかったりする。

イ）人とかかわる力

主な意見
集団生活する中で、自分中心となりトラブルが多い。
相手の意見をなかなか受け入れられず、自分の主張ばかりしてしまう子がいる。
園内では、担任以外には挨拶ができない子どもが多い。
困った時に大人に助けを求められない子どもが多い。
あいさつが出来る子どもと出来ない子どもの差がある。
テレビ、電子機器、ゲームなど友達と関わる事が減っている為、子ども同士のコミュニケーション能力の発達など心配になる事がある。

ウ）学びに向かう力を付けるために大事なこと

主な意見
まずは何でも挑戦してみること。苦手だと最初から諦めるのではなく、まずやってみて出来るまで最後まで諦めずに取り組んでいくこと。
自分でやってみたいと興味を持つこと。自分で考え行動（遊びを展開）し、成功も失敗も経験すること。
発言すること。発表することの楽しさに気づけるようにすること。
知りたいことや気になることを気軽に保育士に尋ねられる環境づくり。
人の話をしっかり聞くこと。
保護者がまず意識を持つこと。
物事に対して集中して取り組むこと。

④ 「家庭の教育力」を高めるために重要なこと

主な意見
子どもの前で夫婦ゲンカをしたり、人の悪口などを言ったりしない。「子どもはいつも親の後ろ姿を見ている」事を忘れず、良いお手本であってほしい。
自然と触れ合い、親子で遊んだりする時間を大切にする。
保護者、保育士の信頼関係の構築。お互いに協力し合うこと。
基本的なことを丁寧に行い子育てすること。
可能な限り、子どもとの時間を大切にすること。
子どもの意欲を伸ばしてあげるよう、親が働きかけしてあげること。
中種子の豊富な地域コミュニケーション機能（育成会、ＰＴＡ、集落行事等）を活用して、家庭を主体としつつも地域の中でも子育てや子どもの大切さを知る機会を増やす。
乳幼児期にゲームやスマホを安易に与えすぎない。
子どもの興味がある事を一緒に追求し探求したりすることで、子ども自身、意欲的に行動することが増え、考える力、記憶力などの集中力や思考力を高めてくれるのではないかなと思う。
父母が協力して、子育てをし信頼関係を築くこと。

⑤ 必要としている子育て支援策

主な意見
他の保護者との交流、情報交換。
子育て相談の場の提供。
保護者が働く場所が少ない。
家庭学習をサポートしてくれるサービス。
雨天時に子どもたちが遊べる施設。
時間預かりや一日預かり（急用な時など）に対応できる施設が少ない。
病児・病後児保育。

第３章　第１期計画の実施状況

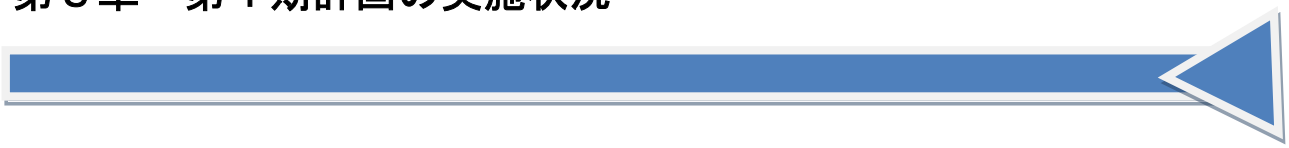

１　量の見込み・確保方策の状況

（１）教育・保育の実施状況（実績は各年４月１日現在の認定者数）

年度	項　目	１号認定	２号認定	３号認定		
				０歳	１・２歳	合計
平成27年度	計　画	83人	112人	11人	58人	69人
	実　績	41人	131人	８人	55人	63人
	差異（実績-計画）	▲42人	19人	▲３人	▲３人	▲６人
平成28年度	計　画	83人	112人	10人	55人	65人
	実　績	45人	141人	10人	66人	76人
	差異（実績-計画）	▲38人	29人	０人	11人	11人
平成29年度	計　画	83人	112人	10人	53人	63人
	実　績	48人	132人	５人	76人	81人
	差異（実績-計画）	▲35人	20人	▲５人	23人	18人
平成30年度	計　画	78人	105人	10人	51人	61人
	実　績	36人	146人	11人	72人	83人
	差異（実績-計画）	▲42人	41人	１人	21人	22人
平成31年度	計　画	75人	101人	10人	50人	60人
	実　績	33人	139人	９人	82人	91人
	差異（実績-計画）	▲42人	38人	▲１人	32人	31人

（２）地域子ども・子育て支援事業の実施状況

※各事業の事業概要については、本計画書75頁から81頁まで記載しています。

① 地域子育て支援拠点事業

年間延べ人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
計　画	394人	375人	363人	350人
実　績	884人	903人	813人	575人
差異（実績-計画）	490人	528人	450人	225人

② 一時預かり事業（在園児対象型）

年間延べ人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	6,114 人	6,157 人	6,162 人	5,775 人
実　績	―	―	3,881 人	2,936 人
差異（実績-計画）	―	―	▲2,281 人	▲2,839 人

③ 一時預かり事業（在園児対象型除く）

年間延べ人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	1,830 人	1,798 人	1,773 人	1,683 人
実　績	０人	214 人	404 人	789 人
差異（実績-計画）	▲1,830 人	▲1,584 人	▲1,369 人	▲894 人

④ 病児保育事業

年間延べ人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	166 人	163 人	161 人	153 人
実　績	０人	０人	０人	０人
差異（実績-計画）	▲166 人	▲163 人	▲161 人	▲153 人

⑤ 子育て援助支援事業

年間延べ人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	０人	０人	０人	０人
実　績	０人	０人	０人	０人
差異（実績-計画）	０人	０人	０人	０人

⑥ 利用者支援事業

実施箇所数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	１か所	１か所	１か所	１か所
実　績	０か所	０か所	０か所	０か所

⑦ 妊婦に対する健康診査

年間延べ人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	591 人	570 人	556 人	534 人
実　績	736 人	573 人	677 人	840 人
差異（実績-計画）	145 人	３人	121 人	306 人

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業

年間実人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	49 人	48 人	48 人	43 人
実　績	56 人	50 人	50 人	65 人
差異（実績-計画）	７人	２人	２人	22 人

⑨ 養育支援訪問事業

年間実人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	０人	０人	０人	０人
実　績	０人	０人	０人	３人
差異（実績-計画）	０人	０人	０人	３人

※乳児家庭全戸訪問事業と一体的に実施。

⑩ 時間外保育事業

年間実人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
計　画	42 人	41 人	40 人	39 人
実　績	０人	０人	０人	０人
差異（実績-計画）	▲42 人	▲41 人	▲40 人	▲39 人

２　基本目標ごとの主な事業・取組の実施状況

（１）地域における子育ての支援

（１）乳幼児期の教育・保育の充実
（２）地域における子育て支援サービスの充実
（３）子育てサークル等への活動支援
（４）子どもの健全育成

【主な事業・取組の実施状況】

地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）				
事業概要	子育て支援センター「おひさま」において、育児不安等についての相談や子育て親子が気軽に集い、交流ができる場を提供しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	884 人	903 人	813 人	575 人

一時預かり事業				
概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行っています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間延べ人数	―	―	3,881 人	2,936 人

放課後児童健全育成事業				
概要	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図っています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	91 人	156 人	106 人	132 人

かごしま子育て支援パスポート事業				
概要	鹿児島県及び県内の市町村、事業の趣旨に賛同いただいた協賛店と共同で、子育て家庭を応援する事業です。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
交付件数	―	―	34 件	９件

子育て支援ネットワーク事業	
概要	地域で支え合っていく地域福祉の推進と併せ、関係機関の協力をいただきながら支援体制の整備を図っています。

（２）母性の育成並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進

（１）妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
（２）「食育」の推進
（３）小児医療の充実

【主な事業・取組の実施状況】

妊婦に対する健康診査				
概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診延べ人数	736 人	573 人	677 人	832 人

妊婦超音波検査				
概要	胎児発育評価検査として、妊婦一般健康診査で実施しています。母子手帳交付時に妊婦超音波検査の重要性について説明し、受診勧奨しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診延べ人数	736 人	573 人	677 人	832 人

妊婦歯科検診				
概要	母子手帳交付時に歯科検診を実施し、個別交付者には妊婦歯科検診無料受診券を交付し、町内の歯科医院で受診できるようにしています。母子手帳交付時に歯科衛生士による歯の健康についての詳しい指導を行い、妊娠期から母子の歯科健康に対する意識向上を図っています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診実人数	49 人	39 人	37 人	68 人

乳児家庭全戸訪問事業				
概要	生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
年間実人数	56 人	50 人	50 人	65 人

乳幼児相談				
概要	医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士及び理学療法士・作業療法士と言語聴覚士で実施しており、健診後の経過の確認や、発育発達や育児上の不安等について継続的に相談できるような体制をとっています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談者数	25 人	20 人	31 人	61 人

新生児・乳幼児・妊産婦訪問指導				
概要	訪問指導が必要な乳幼児及び妊産婦について保健師•栄養士が訪問を実施しています。生後４か月までの乳児及び妊産婦については「乳児家庭全戸訪問事業」も併せて保健師による全戸訪問を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
産婦訪問実人数	62 人	51 人	50 人	65 人
新生児訪問実人数	68 人	31 人	31 人	50 人
乳児訪問実人数	29 人	14 人	16 人	14 人

すこやかマタニティ教室				
概要	「栄養・お父さんの妊婦体験」、「母乳育児」、「沐浴・家族計画」等を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
父親受講者延べ人数	14 人	10 人	14 人	24 人
母親受講者延べ人数	20 人	12 人	28 人	40 人
合計受講者延べ人数	34 人	22 人	42 人	64 人

出産祝金制度				
概要	結婚・妊娠・出産・育児をしやすい地域づくりに向けた環境整備等の取組を推進することを目的として、出産子育て支援金（中種子町商工会商品券）を支給しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	56 人	47 人	53 人	62 人

乳幼児等医療費の助成				
概要	乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、高等学校卒業までの乳幼児等医療費の自己負担分を全額助成しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成延件数	4,028 件	4,775 件	5,013 件	5,490 件

乳幼児健診				
概要	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、発達の節目に合わせて実施しています。			
３～４か月児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	57 人	54 人	54 人	52 人
受診率	98.2%	100.0%	100.0%	98.1%
６～８か月児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	57 人	53 人	47 人	53 人
受診率	96.6%	100.0%	97.9%	89.8%
もうすぐ１歳児健診（９～11 か月児健診）				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	60 人	62 人	48 人	56 人
受診率	100.0%	100.0%	97.9%	98.2%
１歳６か月児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	57 人	60 人	54 人	56 人
受診率	100.0%	96.8%	93.1%	94.9%
２歳児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	70 人	49 人	67 人	53 人
受診率	95.9%	98.0%	97.1%	93.0%
３歳児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	64 人	63 人	58 人	63 人
受診率	96.9%	98.5%	96.6%	91.3%
５歳児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受診者数	69 人	77 人	56 人	73 人
受診率	94.5%	98.7%	94.9%	93.6%

乳幼児歯科健診				
概要	もうすぐ１歳児健診や１歳６か月児健診において個別歯科保健指導とフッ素塗布、１歳６か月児～５歳児健診において集団歯科検診・個別歯科保健指導等を実施しています。			
１歳６か月児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
１人平均むし歯数	0.00 本	0.27 本	0.17 本	0.18 本
むし歯有病率	0.0%	5.0%	5.6%	5.4%
２歳児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
１人平均むし歯数	0.04 本	0.51 本	0.31 本	0.15 本
むし歯有病率	1.4%	8.2%	13.4%	7.6%
３歳児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
１人平均むし歯数	0.41 本	0.84 本	0.59 本	0.98 本
むし歯有病率	6.3%	19.0%	15.5%	17.5%
５歳児健診				
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
１人平均むし歯数	1.06 本	1.14 本	1.64 本	1.42 本
むし歯有病率	26.1%	36.4%	41.1%	30.1%

おやこ料理教室				
概要	町内小学校７校、中学校１校、保育所、認定こども園を対象に、食育の話や親子料理教室を通して、食の大切さを推進しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	11 回	11 回	11 回	10 回
参加延べ人数	226 人	226 人	245 人	214 人

児童扶養手当				
概要	18 歳到達後の最初の３月 31 日までの児童で、父母が婚姻を解消した児童等(父死亡、父障がい、父生死不明、遺棄、未婚等)を監護している母、又は、母にかわって養育している方に対して支給されます。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	72 人	67 人	65 人	63 人

特別児童扶養手当				
概要	20 歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
支給人数	９人	10 人	９人	10 人

（３）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

（１）次代の親の育成
（２）子どもの生きる力を醸成する学校の教育環境
（３）家庭や地域の教育力の向上
（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進
（５）学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

子育て講演会				
概要	小中学校入学前の子どもを持つ保護者が参加する機会を利用して、家庭教育や思春期に関する講座を実施しています。また、次代の親となる高校生を対象に子どもを生み育てる喜びや人間性の豊かさを育むような講座も実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講演会回数	１回	１回	１回	１回

特色ある学校づくり事業				
概要	各学校、地域の特性を生かして体験的な特色ある教育活動を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施校数	８校	８校	８校	８校

うみがめ留学制度				
概要	留学児童が地元小学校区の家庭で 1 年間生活をし、種子島の恵まれた自然環境や施設等を利用して、都会では味わえない自然体験や地元住民とのふれあい活動を通じて、「生きる力」を育成する体験学習制度です。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受入児童数	５人	５人	５人	５人

教育相談事業の充実				
概要	中学校へスクールカウンセラーを派遣し、生徒・教師の相談活動を実施しています。また、臨床心理士の派遣事業を実施し、生徒や保護者の教育相談を行っています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	―	20 回	20 回	20 回

中学生を対象としたキャリア講座				
概要	中学校の立志式は、地元や島内出身者で活躍されている方を講師に招き講演会を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
講演会回数	1 回	1 回	1 回	1 回

なかたねの子表彰				
概要	文化活動やスポーツ活動、善行活動において、めざましい功績を収めた児童生徒を表彰しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
表彰人数	45 人	47 人	53 人	53 人

家庭教育学級				
概要	町内のすべての小・中学校において、家庭教育の重要性や家庭教育の在り方などについて学習する場として実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	48 回	48 回	48 回	48 回

（４）子育てを支援する生活環境の整備

（１）良好な居住環境の確保
（２）安全な道路交通環境の整備
（３）安心して外出できる環境の整備
（４）安全・安心なまちづくりの推進

【主な事業・取組の実施状況】

カーブミラーの整備				
概要	交通安全対策特別交付金による事業により、カーブミラー・ガードレール等の整備を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
事業費	3,000,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円	3,000,000 円

防犯灯設置事業				
概要	防犯組合の事業として、新規設置及び修理等を行い犯罪防止に努めています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
設置数	35 基	39 基	43 基	43 基

（５）職業生活と家庭生活との両立の推進

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
（２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

【主な事業・取組の実施状況】

両親学級への参加啓発				
概要	夫婦が協力して、出産・育児に臨めるよう、保健センター・産婦人科医院と連携して講座を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受講人数	34 人	22 人	42 人	64 人

（６）子どもの安全の確保

（１）子どもの交通安全を確保するための活動の推進
（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
（３）被害に遭った子どもの保護の推進

【主な事業・取組の実施状況】

交通指導員の配置				
概要	登校時の交通安全指導を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	24 回	24 回	24 回	24 回

交通安全教室				
概要	各学校等の計画に合わせ、交通安全教室を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	10 回	10 回	10 回	10 回

保護者・地域との連携による防犯活動				
概要	青色防犯パトロールによる防犯活動を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	50 回	50 回	50 回	50 回

（７）要保護児童への対応などきめ細やかな取組の推進

（１）児童虐待防止対策の充実
（２）母子家庭等の自立支援の推進
（３）障がい児施策の充実

【主な事業・取組の実施状況】

要保護児童対策地域協議会				
概要	要保護児童対策地域協議会を年１回開催しています。また、児童生徒の要保護等の事例があった場合は、その都度関係機関と連携して、個別会議を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	１回	１回	１回	１回

家庭児童相談室				
概要	相談があった場合は、関係機関と連携して対応しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
相談件数	１件	１件	２件	２件

療育支援事業（コスモス教室）				
概要	乳幼児健康診査や育児相談を踏まえて、経過観察が必要とされた乳幼児に対して、成長発達を促すとともに、適切な育児ができるよう専門職が相談・助言を行います。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
開催回数	18 回	21 回	19 回	17 回
参加実人数	44 人	24 人	46 人	47 人

就学指導委員会・教育支援委員会				
概要	各学校での就学指導委員会や町就学教育相談の結果を受けて、就学指導委員会を実施し判断を行い、適切な就学指導を行っています。未就学児については幼稚園、保育所との連絡会を実施しています。			
実績	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数	４回	４回	４回	４回

第４章　基本理念、基本目標、施策の体系

１　基本理念

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支援することは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の担い手の育成の基礎をなす重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのような中、子ども・子育て支援については、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すという考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの存在と発達が保障される必要があります。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要がある子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、子育て支援の各種施策を可能な限り講じることにより、その健やかな育ちを確保することも重要です。

そのため、本計画の基本理念を次のように定めます。

【基本理念】

「共につくる　生きがいに満ちた　まちづくり」

２　基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の４つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

【基本目標】

１　安心して生み育てられる環境づくり

２　子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

３　様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

４　子育てを応援する環境づくり

３　施策の体系

基本理念

「共につくる　生きがいに満ちた　まちづくり」

- 基本目標１　安心して生み育てられる環境づくり
  - １　妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援
    - （１）妊娠・出産に関する支援の充実
    - （２）乳幼児の健康づくりと小児医療の推進
    - （３）食育の推進
  - ２　地域における子育ての支援
    - （１）幼児教育・保育サービスの充実
    - （２）地域における子育て支援サービスの充実
    - （３）地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり
- 基本目標２　子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
  - １　学校の教育環境等の整備
    - （１）確かな学力の向上
    - （２）豊かな心の育成
    - （３）子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育
    - （４）信頼される学校づくり
  - ２　学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
    - （１）家庭の教育力の向上
    - （２）地域の教育力の向上
    - （３）非行防止と有害環境への対応
- 基本目標３　様々な環境で育つ子どもの健やかな成長
  - １　児童虐待防止対策の充実
    - （１）子どもの権利擁護
    - （２）児童虐待の発生予防、早期発見
    - （３）児童虐待発生時の迅速・的確な対応
    - （４）社会的養護施策との連携
  - ２　障がい児施策の充実
  - ３　ひとり親家庭等の自立支援の推進
  - ４　子どもの貧困対策の推進
- 基本目標４　子育てを応援する環境づくり
  - １　仕事と子育ての両立に向けた環境づくり
    - （１）男女が子育てを行う意識の醸成
    - （２）仕事と子育ての両立のための基盤整備
  - ２　子育てを支援するまちづくり
  - ３　子どもの安全を守る取組
    - （１）子どもの交通事故防止
    - （２）防犯体制の強化
    - （３）安全な道路交通環境の整備
  - ４　子育てに係る経済的負担の軽減

第５章　基本目標ごとの取組

基本目標１　安心して生み育てられる環境づくり

子どもが心身ともに健やかに成長するためには、生まれてくる子どもを家族が安心して迎え、心身の発達にとって重要な乳幼児期を、子ども自身が安全に安心して過ごすことができる環境が重要です。

子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を行うとともに、幼児教育・保育の提供体制の確保や、多様な保育サービスの充実、企業における子育てに配慮した多様な働き方の促進など、社会全体で子育て家庭を支え、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを推進します。

１　妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援

母親と子どもの心と体の健康を守るため、妊娠・出産期から乳幼児期までの切れ目のない支援を行うとともに、小児医療や食育の充実に取り組みます。特に、妊娠期からの相談支援、産後早期からの支援、妊娠・出産・育児に関する情報提供など、母子保健施策の充実を図るとともに、乳幼児の虐待予防に取り組みます。

また、不妊や不育に悩む人に対する支援の充実に取り組みます。

（１）妊娠・出産に関する支援の充実

① 不妊治療に関する旅費交通費・宿泊費の助成

子どもを持つことを望んでいるにもかかわらず不妊に悩む方に対して、不妊治療に関する旅費交通費・宿泊費の助成を行います。

② 妊産婦に対する支援の充実

必要に応じて産婦の心身のケア・育児サポートを実施するとともに、全ての家庭を訪問するなど、育児不安が強い産後早期の支援の充実に取り組みます。

また、乳幼児健康診査や家庭訪問などにおいて、支援が必要な母親を把握し、保健師による継続的な家庭訪問を行うとともに、医療機関や民生委員・児童委員、主任児童委員などと連携し、きめ細かな支援を行います。

③ 情報提供の充実

ホームページや広報紙などを活用した情報提供や啓発に取り組むとともに、乳児訪問、乳幼児健康診査など、様々な機会を捉えて、適切な情報提供と相談を行います。

（２）乳幼児の健康づくりと小児医療の推進

① 乳幼児の健康づくり

乳幼児の心身の健やかな成長と障がいの早期発見・早期療育などのため、乳幼児健康診査を行い、必要に応じて関係機関への紹介などを行います。

また、保育所や認定こども園において、園児への健康診断などを実施し、子どもの健康の保持・増進を推進します。

② 小児医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てる環境の基盤となる小児医療体制の充実・確保に取り組むとともに、県や近隣市町及び関係機関との連携を図ります。

（３）食育の推進

乳幼児期は、食習慣の基礎が確立する大切な時期であることから、「子どもの心とからだの健康のための食生活の大切さ」の理解促進に努めるとともに、家庭、保育所、認定こども園などにおいて、生活や遊びの中で子どもが食に興味を持つよう、発達段階に応じた食育を推進します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
母子健康手帳交付	交付日を月２回設定し、産婦人科からの妊娠届出書を提出した者に交付する。	町民保健課（保健センター）
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を目的とした妊婦健康診査について、14 回分の助成を行う。	
妊婦歯科検診	母子手帳交付時に歯科検診を実施し、個別交付者には妊婦歯科検診無料受診券を交付し、町内の歯科医院で受診できるようにする。	
すこやかマタニティ教室	「栄養・お父さんの妊婦体験」、「母乳育児」、「沐浴・家族計画」等を実施する。	
未熟児養育医療の助成	養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、交通費・宿泊費の助成を行う。	
新生児聴覚検査	新生児に対し実施し、聴覚障がいの早期発見・早期療育につなげることを目的とする。	
産婦健康診査	産後うつの予防や虐待予防を図るため、産後２週間と産後１か月の産婦に対し健康診査を行う。	
新生児（乳児）等訪問、乳児家庭全戸訪問事業	保健師が産婦及び乳幼児を訪問し、体調の変化や育児についての支援や子育ての孤立化を防ぐため、不安や悩みを聞いたり子育てに関する情報提供を行う。	
養育支援訪問事業	様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により養育上の諸問題の解決・軽減を図る。	
ぽかぽか教室	生後２か月児とその母親を対象とし、乳児の身体計測や母親の育児不安軽減のための相談支援、母親同士の交流を図る。	

事業・取組名	概要	担当課
乳幼児健診	乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、発達の節目にあわせて実施する。	町民保健課（保健センター）
産後ケア事業（訪問型）	産後４か月以内の母子で家族等から、十分な家事や育児の援助が受けられず心身の不調や育児不安のある者に対し、自宅に訪問し、個別に心身のケアやサポート等の支援を実施する。	
乳幼児歯科健診	もうすぐ１歳児健診や１歳６か月児健診において個別歯科保健指導とフッ素塗布、１歳６か月児～５歳児健診において集団歯科検診・個別歯科保健指導等を実施する。	
乳幼児相談	医師・保健師・管理栄養士・歯科衛生士及び理学療法士・作業療法士と言語聴覚士で実施しており、健診後の経過の確認や発育発達や育児上の不安等について、継続的に相談出来るような体制を整えている。	
乳幼児健診の場を通じた情報提供	３か月児から８か月児まで、試食を混じえた離乳食指導を行う。もうすぐ１歳児健診では、手作りおやつの配布や食事指導を行う。また、１歳６か月児には健康教育を実施する。	
栄養相談・栄養指導の実施	乳幼児健診時や電話・来所での相談を随時受け付けている。	
おやこ料理教室	町内小学校７校、中学校１校、保育所、認定こども園に案内文を出し、食育の話や親子料理教室をとおして食の大切さを啓発する。	
食育の推進	保育所にある畑等を利用し、種の植え付け及び収穫を行い園児が旬の食材を自分たちで育て食べることの喜びを学ぶ。	中央保育所

２　地域における子育ての支援

共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに対応し、保護者のニーズや子どもの特性を踏まえた多様な保育サービスの一層の充実に取り組むとともに、質の高い教育・保育の確実な提供に向けた体制・人材の確保に取り組みます。

また、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支える環境をつくるため、身近な地域において乳幼児の親子や子どもたちが集い、安全に安心して活動できる交流の場や機会の提供、一時預け先の確保、身近な子育て相談、地域における人材の育成などに取り組みます。

（１）幼児教育・保育サービスの充実

① 教育・保育の提供体制の確保

教育・保育のニーズに的確に対応するため、中種子町子ども・子育て会議の意見も踏まえながら、保育所、認定こども園といった教育・保育施設や、小規模保育事業などの地域型保育事業による提供体制を確保します。

② 保育士人材の確保

保育士を安定的に確保するため、ハローワークなどと連携を図りながら、潜在保育士（現在は離職している保育士有資格者）などの就職を支援します。

③ 多様な保育サービスの充実

保護者のニーズに柔軟に対応するため、延長保育、休日の保育、病児・病後児保育、一時預かりなど、多様な保育サービスについて、ニーズを踏まえ、利用可能人数や提供施設数を増やすなど、受け皿の確保に取り組みます。

④ 教育・保育の質の向上

保護者の生活の実態等を十分に踏まえ、子育てと仕事の両立支援、子育て家庭の孤立の問題への対応など、広く子どもと子育て家庭を支援する観点から、教育・保育の提供を行います。また、教育・保育に携わる職員の資質や専門性、人権意識の向上のため、職員研修の充実に取り組み、教育・保育を支える基盤を強化します。

⑤ 教育・保育における連携推進

保育所や認定こども園などにおいて、子どもの生涯にわたる生きる力の基礎を育成するため、家庭や小・中学校、地域と連携しながら、乳幼児の心身の発達に応じた教育・保育を推進します。

（２）地域における子育て支援サービスの充実

① 乳幼児親子を支える身近な相談・交流・学びの場の提供

就学前のお子さんと一緒に遊べ、親子のふれあいや母親同士の交流の場となっている「子育て支援センター」の充実を図るとともに、子育て支援に関するイベント等の情報提供を行います。

② 身近で利用しやすい一時預かりの充実

乳幼児の保護者の子育ての負担軽減を図るため、一時預かり事業の充実に取り組みます。

③ 子育て支援サービスの情報提供

ホームページや広報紙など様々な媒体を活用し、子育て支援や施設に関する情報のほか、団体・サークル、イベントに関する情報など、官民を問わず子どもや子育てに関する様々な情報を、分かりやすく町民に提供します。

（３）地域における人材育成と子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関わるサポーターの養成やリーダー向けの研修会・交流会などを通じて、様々な人が子どもや子育て家庭に関わりながら、地域全体で子どもを育む環境づくりに取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場）	子育て支援センター「おひさま」において、育児不安等についての相談や子育て親子が気軽に集い、交流ができる場を提供する。	中央保育所
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的に預かり、必要な保育を行う。	
かごしま子育て支援パスポート事業	鹿児島県及び県内の市町村、事業の趣旨に賛同いただいた協賛店と共同で、子育て家庭を応援するため実施する。	福祉環境課

【基本目標１　評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
1	保育所等待機児童数	※1 0 人	※3 0 人	福祉環境課
2	放課後児童クラブ待機児童数	※2 0 人	※4 0 人	
※3	子育てに関する不安感や負担感を感じている就学前児童保護者の割合	45.4%（H30 年度）	減少（R5 年度）	
※4	希望した時期に保育所、幼稚園等を利用出来なかった就学前児童保護者の割合	8.5%（H30 年度）	減少（R5 年度）	
※5	子育て環境や支援に満足していない就学前児童保護者の割合	31.8%（R1 年度）	減少（R5 年度）	
6	１歳６か月児健診の受診率	94.9%（H30 年度）	増加（R5 年度）	町民保健課（保健センター）
7	３歳児健診の受診率	91.3%（H30 年度）	増加（R5 年度）	
8	３歳児のむし歯有病率	17.5%（H30 年度）	減少（R5 年度）	

※1：平成 31 年４月１日現在
※2：平成 31 年４月１日現在
※3：令和６年４月１日時点
※4：令和６年４月１日時点
※No3～5 は保護者調査による

基本目標２　子どもの健やかな成長のための教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。

また、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」、を身に付け、個性あふれる子どもを育てるとともに、信頼される開かれた学校教育の充実に努めます。

さらに、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

１　学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開する中で、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

（１）確かな学力の向上

児童生徒に、基礎的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育み、「確かな学力」を育成します。

また、分かる・できる授業を推進するために、個に応じた指導や小・中学校の連携、情報教育、国際理解教育の充実を図ります。

（２）豊かな心の育成

心豊かな児童生徒を育むため、学校で行われる授業の公開や自然体験、伝統・文化体験、社会体験を通して、学校や家庭、地域社会との三者連携を図りながら、道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細かな相談体制の充実に努めます。

（３）子どもの健康づくりと思春期の保健・健康教育

① 健やかな体の育成

児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力づくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

② 保健対策の充実と健康教育の推進

性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

（４）信頼される学校づくり

自己評価及び保護者や地域住民等による学校関係者評価を実施し、その結果を公表するとともに、保護者や地域住民からの理解と参画を得ながら、学校・家庭・地域の連携協力による、開かれた、信頼される学校づくりを推進します。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
基礎的・基本的内容の確実な定着	各種学力検査結果の分析を行い、各学校の課題に応じた指導法の改善や共通実践項目を設定し、児童生徒の基礎的・基本的内容の定着を図る。	教育総務課
特別支援教育の推進	児童生徒の特別な教育的ニーズを的確に把握し、適切な支援や助言を行うことにより個々の児童生徒の適切な発達を促す。	
特色ある学校づくり事業	各学校、地域の特性を生かして体験的な特色ある教育活動を実施する。	
うみがめ留学制度	島外から転学を希望する児童について、校区は里親の協力を得て「留学生」として受け入れ、地元児童との交流の中で、お互いが刺激を受けることにより教育効果の向上と学校及び地域の活性化を図る。	
教職員研修会	各教科担当や職種毎に研修を実施することで、指導力の向上や効果的な業務の推進を図る。	
学校施設の改修事業	安心安全な教育環境を確保するため、学校施設の改修を行い、施設の快適性と安全性の向上を図る。	
学校給食の充実	栄養教諭による各学校への訪問指導を充実し、児童生徒及び保護者への「食」に対する意識の高揚を図る。	
食育に関する保健・教育等の連携	大人のための食育教室や町のイベント時にパソコンを使った食事バランスチェックを行う。	
思春期保健相談体制の充実	各学校各学年に推進されている思春期保健について共有し、必要に応じて講演会や講義を開催する。	社会教育課

２　学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校、家庭、地域がそれぞれの役割・責任を自覚し、連携・協働し、地域社会全体で子どもを守る観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体から教育力の向上を目指します。

（１）家庭の教育力の向上

保護者に対する家庭教育の重要性や役割の啓発、学習機会や情報提供、学校・家庭・地域の連携などにより、様々な家庭の実態に応じたきめ細かな家庭教育支援を行います。

（２）地域の教育力の向上

地域の大人が子どもたちの教育に関心を持ち、参画するとともに、子どもたちが、遊びや様々な体験活動の中で、主体性や豊かな人間性、社会性等を育むことができる環境を整備します。

（３）非行防止と有害環境への対応

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、テレビ、インターネット等のメディア上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力して、取組を進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
家庭教育学級	町内のすべての小・中学校において、家庭教育の重要性や家庭教育の在り方などについて学習する場として実施する。	社会教育課
なかたね学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後における安全で健やかな育成を推進するため、各学校の空き教室等を活用し、地域の中で児童を見守り育てる。	
子育て講演会	小中学校入学前の子どもを持つ保護者が参加する機会を利用して、家庭教育や思春期に関する講座を実施する。また、次代の親となる高校生を対象に子どもを生み育てる喜びや人間性の豊かさを育むような講座を実施する。	
子ども体験活動促進事業	多くの人々との交流を通して様々な体験を行うことで、子どもたちの個性や創造性を更に深め、健康で豊かな人間形成を目指す。	
指導者養成講座の充実	スポーツ推進員の研修会、スポーツ少年団指導者講習会を実施する。	
なかたねの子表彰	文化活動やスポーツ活動、善行活動において、めざましい功績を収めた児童生徒を表彰する。	

事業・取組名	概要	担当課
健全育成対策	長期休業前（夏・冬・春）及び夏祭り開催時に「愛のパトロール」を実施し、青少年の非行防止啓発に努める。	社会教育課
青少年育成推進員活動への支援	各小学校区に青少年推進員を配置し、地域と連携して各種行事等での活動を支援する。また、安全教育・人権教育等研修会を行い、推進員の育成を図る。	
教育相談事業	中学校へスクールカウンセラーを派遣し、生徒・教師の相談活動を実施する。また、臨床心理士の派遣事業を実施し、生徒や保護者の教育相談を行う。	教育総務課
中学生を対象としたキャリア講座	中学校の立志式において、地元や島内出身者で活躍されている方を講師に招き講演会を実施する。	

【基本目標２　評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
※1	子育てに関する不安感や負担感を感じている小学生保護者の割合	36.9% （H30 年度）	減少 （R5 年度）	福祉環境課
※2	子どもとの時間を十分にとれていない小学生保護者の割合	25.6% （H30 年度）	減少 （R5 年度）	
※3	子育て環境や支援に満足していない小学生保護者の割合	29.3% （H30 年度）	減少 （R5 年度）	

※No1～3 は保護者調査による

基本目標３　様々な環境で育つ子どもの健やかな成長

全ての子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、あらゆる形態の身体的・精神的な暴力、虐待、放置、不当な取り扱いなどから保護されるとともに、適切に養育され、生活を保障され、心身の健やかな成長・発達・自立が図られる権利を有しています。

様々な環境で育つ全ての子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境に左右されることがないよう、社会全体で健やかに育み、一人一人の子どもの「最善の利益」を実現できる社会づくりを推進します。

１　児童虐待防止対策の充実

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、全ての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

（１）子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、普及啓発活動を行います。

また、保護者としての監護を著しく怠ることは、ネグレクトに該当することを踏まえ、子どもを自宅や車内に放置してはならないことを母子手帳交付や乳幼児健診の機会等を活用し、周知します。

（２）児童虐待の発生予防、早期発見

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や子育てサークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないよう努めます。

（３）児童虐待発生時の迅速・的確な対応

① 相談支援体制の強化

児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、子ども等に対する相談支援を行う「子ども家庭総合支援拠点」の整備を検討します。

② 関係機関との連携強化

児童虐待に迅速かつ的確に対応するため、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を図ります。また、一時保護等の実施が適当と判断した場合等には、遅滞なく児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

（４）社会的養護施策との連携

育児不安や育児疲れ等による養育困難の深刻化の予防のため、子育て支援短期事業（ショートステイ）等が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
中種子町要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を年１回開催する。また、児童生徒の要保護等の事例があった場合は、その都度関係機関と連携して、個別会議を実施する。	福祉環境課
産後ケア事業（訪問型）（再掲）	産後４か月以内の母子で家族等から、十分な家事や育児の援助が受けられず心身の不調や育児不安のある者に対し、自宅に訪問し、個別に心身のケアやサポート等の支援を実施する。	町民保健課（保健センター）

２　障がい児施策の充実

乳幼児・就学前・就学中など成長の各段階における、早期の発見・相談、療育・援助など、障がいのある子どもたちと保護者に対する、切れ目のない、きめ細かい支援により、障がいのある子どもたちが、その特性に応じた能力を十分に発揮できるよう、福祉サービス等の充実と、社会環境の整備に努めます。

また、医療的ニーズの高い障がい児のライフステージに応じた切れ目のない支援を、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携して提供する体制を構築します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
療育支援事業（コスモス教室）	乳幼児健康診査や育児相談を踏まえて、経過観察が必要とされた乳幼児に対して、成長発達を促すとともに、適切な育児ができるよう専門職が相談・助言を行う。	福祉環境課
教育支援委員会	各学校での教育支援委員会や町就学教育相談の結果を受け、教育支援委員会を実施し判断を行い、適切な就学指導を行う。未就学児については保育所等との連絡会を実施する。	教育総務課

３　ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が安心して子育てを行うことができるよう、それぞれの家庭が抱える課題に関する相談に対し、身近な場所で、きめ細かに対応するとともに、生活、学び、就業などを支援する様々な給付制度やサービスの充実や利用促進に取り組みます。

また、貧困の問題を抱える家庭も多いことから、教育や生活の支援、保護者の就業の支援、経済的支援などについて、関係機関と連携して取り組みます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等（母子・父子家庭等）の生活安定と福祉の向上を図るため医療費助成を行う。	福祉環境課
母子家庭の母親の就業促進	母子家庭の母親の就業を促進するため、労働関係機関等と連携し、求人情報の提供を行う。また、個別相談等があった場合は、関係機関と連携して対応する。	
児童扶養手当	18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの児童で、父母が婚姻を解消した児童等(父死亡、父障がい、父生死不明、遺棄、未婚等)を監護している母、又は、母にかわって養育している方に対して支給する。	
ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業（鹿児島県事業）	ひとり親家庭の親及び寡婦の個々の家庭の状況、職業適性、就業経験等に応じ、適切な助言を行う就業相談の実施、就業に結びつきやすい就業支援講習会の実施、公共職業安定所等職業紹介機関と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスを提供するとともに、生活の安定と児童の福祉の増進を図るため、養育費の取り決め等専門家による相談体制の整備などを総合的に行うことを目的とする。	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（鹿児島県事業）	配偶者のない女子又は男子で現に 20 歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う。	
ひとり親家庭自立支援給付金事業（鹿児島県事業）	ひとり親家庭の親の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（鹿児島県事業）	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図る。	

４　子どもの貧困対策の推進

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、その教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、子どもの貧困対策を総合的に推進します。

また、教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援について、貧困の状況にある子どもと家庭に支援が着実に届くよう、国や県などと連携しながら、子どもの貧困の改善に資する施策・事業に取り組みます。

【基本目標３　評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
※1	経済的理由により子どもの進路が制約されている就学前児童保護者の割合	7.4% （H30 年度）	減少 （R5 年度）	福祉環境課
※2	経済的理由により子どもの進路が制約されている小学生保護者の割合	9.8% （H30 年度）	減少 （R5 年度）	
※3	経済的理由により塾や習い事をしていない就学前児童保護者の割合	13.5% （H30 年度）	減少 （R5 年度）	
※4	経済的理由により塾や習い事をしていない小学生保護者の割合	21.6% （H30 年度）	減少 （R5 年度）	

※No1～4 は保護者調査による

基本目標４　子育てを応援する環境づくり

仕事と子育ての両立に向けた環境づくりや子育て世帯の居住を支援する施策の推進、交通事故の防止や防犯対策の充実を図るとともに、子育てに係る経済的負担の軽減に取り組み、子育てを応援する環境づくりを推進します。

１　仕事と子育ての両立に向けた環境づくり

（１）男女が子育てを行う意識の醸成

男女が子育てを行う意識を高めるため、講座や講演会を開催するなどの取組を行います。また、学校教育においては、男女平等教育を推進するための取組を行います。

（２）仕事と子育ての両立のための基盤整備

企業における育児休業を取得しやすい環境の整備や時間外労働の短縮など、子育てに配慮した多様な働き方を推進するための取組を支援します。また、女性が、それぞれの希望に応じて働き続け、能力を発揮できる環境づくりを進めるため、企業における女性活躍推進や意識改革の取組を支援します。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
すこやかマタニティ教室	夫婦が協力して、出産・育児に臨めるよう、保健センター・産婦人科医院と連携して講座を実施する。	町民保健課（保健センター）

２　子育てを支援するまちづくり

良質な住まいづくりのための情報提供を行うとともに、子育て世帯の居住を支援する施策を推進します。また、町民、事業者、行政のそれぞれが、ユニバーサルデザインの理念に基づいた取組を進め、子どもや子ども連れの人、妊産婦などが安心して外出し、安全で快適に過ごせるバリアフリーのまちづくりを進めます。

３　子どもの安全を守る取組

（１）子どもの交通事故防止

子どもの交通事故を防止するため各年齢層に交通安全教育を行うとともに、チャイルドシート着用の周知徹底に取り組みます。

（２）防犯体制の強化

保育所、認定こども園において、「危機管理マニュアル」などに基づき、不審者侵入対策を含む防犯体制を強化するとともに、関係団体と連携した見守り活動や防犯ボランティア活動を支援します。

（３）安全な道路交通環境の整備

保育所や認定こども園における園児の園外活動の安全確保に取り組むとともに、通学路について、地域や警察などと連携しながら、歩車分離や交通安全施設の整備などを進めます。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
スクールガードリーダーの配置	スクールガードリーダーによる登下校時の見守りを実施する。	教育総務課
交通指導員の配置	登校時の交通安全指導を実施する。	総務課（消防交通係）
交通安全教室	各学校等の計画に合わせ、交通安全教室を実施する。	
カーブミラーの整備	交通安全対策特別交付金による事業により、カーブミラー・ガードレール等の整備を実施する。	
防犯灯設置事業	防犯組合の事業として、新規設置及び修理等を行い犯罪防止に努める。	
防犯研修会の充実	防犯組合の活動による防犯意識の普及啓発を実施する。	
不審者対応マニュアルの作成	文部科学省作成のマニュアルを配布し、各学校においては地域や学校の実情に応じたマニュアルを作成する。	
保護者・地域との連携による防犯活動	青色防犯パトロールによる防犯活動を実施する。	

４　子育てに係る経済的負担の軽減

子どもの健やかな成長を願い、安心して医療機関を受診できるよう、子どもに対する医療費の助成を行います。また、経済的支援を要するひとり親家庭に対し、児童扶養手当の支給、各種子ども施策の利用料減免など、子育てにかかる経済的負担を軽減するための支援を行うとともに、母子父子寡婦福祉資金の貸付けや医療費の助成を行います。

【主な事業・取組】

事業・取組名	概要	担当課
乳幼児等医療費の助成	乳幼児の疾病の早期発見と早期治療を促進するため、高等学校卒業までの乳幼児等医療費の自己負担分を全額助成する。	福祉環境課
児童扶養手当（再掲）	18 歳到達後の最初の 3 月 31 日までの児童で、父母が婚姻を解消した児童等(父死亡、父障がい、父生死不明、遺棄、未婚等)を監護している母、又は、母にかわって養育している方に対して支給する。	
特別児童扶養手当（再掲）	20 歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわってその児童を養育している人に支給する。	
ひとり親家庭等医療費助成事業（再掲）	ひとり親家庭等（母子・父子家庭等）の方々の生活安定と、福祉の向上を図るための医療費助成を行う。	
母子父子寡婦福祉資金貸付事業（再掲）（鹿児島県事業）	配偶者のない女子又は男子で現に 20 歳未満の児童を扶養しているもの、寡婦及び 40 歳以上の配偶者のない女子に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行う。	

【基本目標４　評価指標】

No	項目	現状	目標	担当課
※1	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した就学前児童保護者の割合	41.7%（H30 年度）	減少（R5 年度）	福祉環境課
※2	「自分が病気・けがをしたときに面倒をみる人がいない」と回答した小学生保護者の割合	30.5%（H30 年度）	減少（R5 年度）	
※3	「子どもと接する時間が少ない」と回答した就学前児童保護者の割合	22.7%（H30 年度）	減少（R5 年度）	
※4	「子どもと接する時間が少ない」と回答した小学生保護者の割合	26.8%（H30 年度）	減少（R5 年度）	

※No1～4 は保護者調査による

第６章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

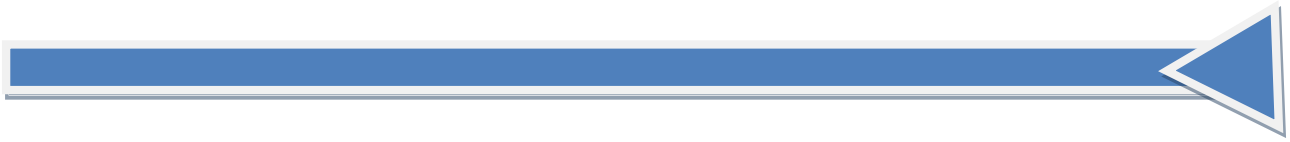

１　提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

本町では第１期計画と同様に、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て事業」の提供区域を町全体１区域として設定します。

２　教育・保育の量の見込み及び確保方策

（１）量の見込み算出について

子ども・子育て支援事業計画では、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」を推計し、提供区域の確保内容、実施時期を設定する必要があります。

国から示された「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き」（以下、「国の手引き」という。）に基づき、以下の事業については、提供区域ごとに「量の見込み」の算出を行います。

【全国共通で「量の見込み」を算出する事業】

事業	対象児童年齢
１号認定	3～5 歳
２号認定（教育ニーズ、保育ニーズ）	3～5 歳
３号認定	0 歳、1・2 歳
時間外保育事業	0～5 歳
放課後児童健全育成事業	1～6 年生
子育て短期支援事業	0～18 歳
地域子育て支援拠点事業	0～2 歳
一時預かり事業	在園児型 3～5 歳、その他 0～5 歳
病児保育事業	0～5 歳、1～6 年生
子育て援助活動支援事業	0～5 歳、1～3 年生、4～6 年生

① 推計児童数

各サービスの「量の見込み」を算出するための基礎となる０歳から 11 歳までの児童数の推計は、平成 27 年から平成 31 年までの各年４月１日現在の住民基本台帳人口を使用し、※コーホート変化率法を用いて算出しました。

※コーホート変化率法：各コーホート（同年または同期間）の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

	実績	推計				
	平成 31 年 (2019)	令和 2 年 (2020)	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)
0 歳	67 人	54 人	54 人	52 人	51 人	49 人
1 歳	58 人	69 人	56 人	56 人	53 人	53 人
2 歳	59 人	58 人	70 人	57 人	56 人	54 人
3 歳	54 人	59 人	59 人	70 人	57 人	57 人
4 歳	62 人	53 人	58 人	58 人	70 人	56 人
5 歳	59 人	63 人	54 人	59 人	59 人	71 人
小計	359 人	356 人	351 人	352 人	346 人	340 人
6 歳	66 人	60 人	63 人	55 人	60 人	60 人
7 歳	80 人	67 人	61 人	64 人	56 人	61 人
8 歳	57 人	79 人	65 人	59 人	63 人	54 人
9 歳	81 人	55 人	77 人	63 人	57 人	61 人
10 歳	60 人	82 人	56 人	77 人	64 人	58 人
11 歳	69 人	58 人	80 人	54 人	75 人	62 人
小計	418 人	401 人	402 人	372 人	375 人	356 人
合計	772 人	757 人	753 人	724 人	721 人	696 人

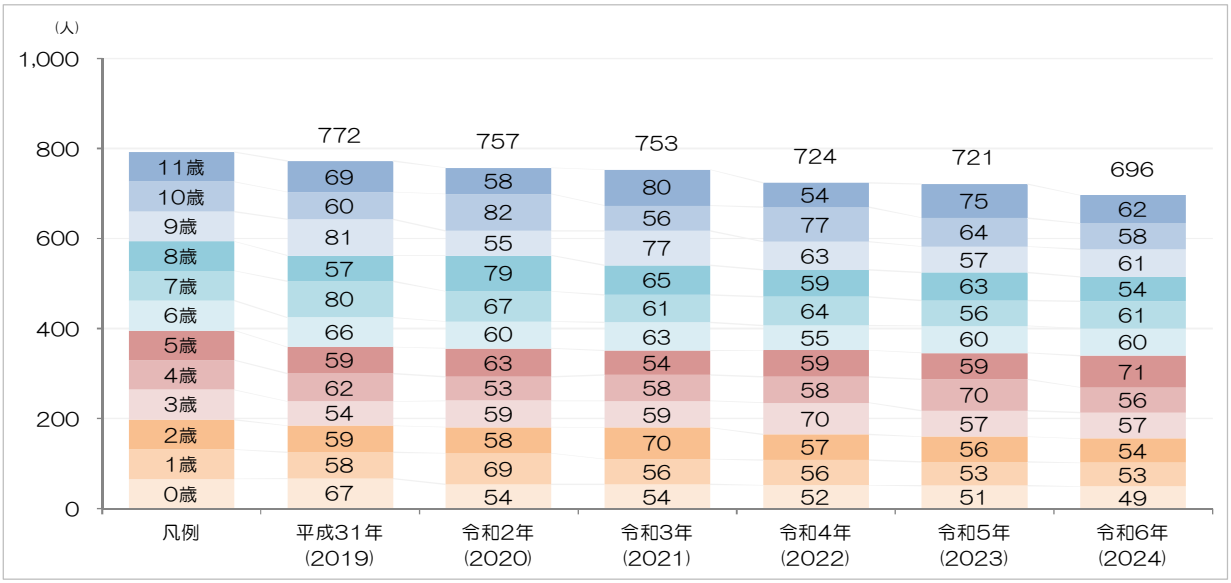

② 潜在的家庭類型と「量の見込み」の算出

「国の手引き」では、各事業の将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めた上で、アンケート調査結果での母親の就労希望等を反映させた「潜在的家庭類型」が求められます。

前頁①に記載した推計児童数を用いて、以下の計算式で「量の見込み」を算出することとしています。

ア）家庭類型別児童数の算出

「推計児童数（人）」×「潜在的家庭類型（％）」＝「家庭類型別児童数（人）」

イ）量の見込みの算出

「家庭類型別児童数（人）」×「利用意向率（％）」＝「量の見込み（人）」

【家庭類型の種類】

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプＡ	ひとり親家庭
タイプＢ	フルタイム×フルタイム
タイプＣ	フルタイム×パートタイム（就労時間：月 120 時間以上 ＋ 下限時間～120 時間の一部）
タイプＣ´	フルタイム×パートタイム（就労時間：下限時間未満 ＋ 下限時間～120 時間の一部）
タイプＤ	専業主婦（夫）
タイプＥ	パートタイム×パートタイム（就労時間：双方が月 120 時間以上 ＋ 下限時間～120 時間の一部）
タイプＥ´	パートタイム×パートタイム（いずれかが月下限時間未満 ＋ 下限時間～120 時間の一部）
タイプＦ	無業×無業

【本町の家庭類型（「現在」及び「潜在」】

タイプ	現在		潜在	
	人数	割合	人数	割合
タイプＡ	15 人	7.4%	15 人	7.4%
タイプＢ	74 人	36.5%	88 人	43.3%
タイプＣ	61 人	30.0%	63 人	31.0%
タイプＣ´	8 人	3.9%	6 人	3.0%
タイプＤ	45 人	22.2%	31 人	15.3%
タイプＥ	0 人	0.0%	0 人	0.0%
タイプＥ´	0 人	0.0%	0 人	0.0%
タイプＦ	0 人	0.0%	0 人	0.0%
全　体	203 人	100.0%	203 人	100.0%

（２）教育・保育の量の見込み及び確保方策

「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成 27 年度から令和元年度までの５年間の実績を勘案し、令和２年度から令和６年度までの教育・保育の量の見込み及び確保方策を以下のとおり設定します。

1 年目（令和 2 年度）		1 号認定+2 号認定（教育ニーズ）		2 号認定（保育ニーズ）	3 号認定		
		1 号認定	うち 2 号認定（教育ニーズ）		0 歳	1、2 歳	合計
① 量の見込み		24 人	13 人	140 人	16 人	67 人	83 人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	24 人		66 人	0 人	30 人	30 人
	認可保育所			80 人	10 人	50 人	60 人
	地域型保育事業				8 人	0 人	8 人
	② 合計	24 人		146 人	18 人	80 人	98 人
過不足（②-①）		0 人		6 人	2 人	13 人	15 人

2 年目（令和 3 年度）		1 号認定+2 号認定（教育ニーズ）		2 号認定（保育ニーズ）	3 号認定		
		1 号認定	うち 2 号認定（教育ニーズ）		0 歳	1、2 歳	合計
① 量の見込み		24 人	13 人	138 人	16 人	67 人	83 人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	24 人		66 人	0 人	30 人	30 人
	認可保育所			80 人	10 人	50 人	60 人
	地域型保育事業				8 人	0 人	8 人
	② 合計	24 人		146 人	18 人	80 人	98 人
過不足（②-①）		0 人		8 人	2 人	13 人	15 人

3 年目（令和 4 年度）		1 号認定+2 号認定（教育ニーズ）		2 号認定（保育ニーズ）	3 号認定		
		1 号認定	うち 2 号認定（教育ニーズ）		0 歳	1、2 歳	合計
① 量の見込み		26 人	14 人	140 人	16 人	67 人	83 人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	24 人		66 人	0 人	30 人	30 人
	認可保育所			80 人	10 人	50 人	60 人
	地域型保育事業				8 人	0 人	8 人
	② 合計	24 人		146 人	18 人	80 人	98 人
過不足（②-①）		▲2 人		6 人	2 人	13 人	15 人

4 年目（令和 5 年度）		1 号認定+ 2 号認定（教育ニーズ）		2 号認定 （保育ニーズ）	3 号認定		
		1 号認定	うち 2 号認定 （教育ニーズ）		0 歳	1、2 歳	合計
① 量の見込み		26 人	14 人	138 人	16 人	67 人	83 人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	24 人		66 人	0 人	30 人	30 人
	認可保育所			80 人	10 人	50 人	60 人
	地域型保育事業				8 人	0 人	8 人
	② 合計	24 人		146 人	18 人	80 人	98 人
過不足（②-①）		▲2 人		8 人	2 人	13 人	15 人

5 年目（令和 6 年度）		1 号認定+ 2 号認定（教育ニーズ）		2 号認定 （保育ニーズ）	3 号認定		
		1 号認定	うち 2 号認定 （教育ニーズ）		0 歳	1、2 歳	合計
① 量の見込み		26 人	14 人	137 人	15 人	67 人	83 人
確保方策	認定こども園（幼稚園型）	24 人		66 人	0 人	30 人	30 人
	認可保育所			80 人	10 人	50 人	60 人
	地域型保育事業				8 人	0 人	8 人
	② 合計	24 人		146 人	18 人	80 人	98 人
過不足（②-①）		▲2 人		9 人	3 人	13 人	16 人

（３）保育利用率

子ども・子育て支援事業計画では、３号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①３歳未満推計人数	181 人	180 人	165 人	160 人	156 人
②３歳未満量の見込み	83 人	83 人	83 人	83 人	82 人
③３歳未満利用定員数	98 人	98 人	98 人	98 人	98 人
④保育所等利用割合（②÷①）	45.9%	46.1%	50.3%	51.9%	52.6%
⑤保育利用率（定員充足率）（③÷①）	54.1%	54.4%	59.4%	61.3%	62.8%

３　地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

（１）地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成 27 年度から令和元年度までの５年間の実績を勘案し算出。
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み【月間延べ人数】		66 人日	66 人日	66 人日	66 人日	66 人日
確保方策	【月間延べ人数】	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日	70 人日
	【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（２）一時預かり事業

① 幼稚園型

幼稚園等における在園児のうち、１号認定の子どもを対象とした一時預かり事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成 27 年度から令和元年度までの５年間の実績を勘案し算出。
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	１号認定による利用【年間延べ人数】	115 人日	112 人日	123 人日	122 人日	120 人日
	２号認定による利用【年間延べ人数】	3,258 人日	3,186 人日	3,491 人日	3,483 人日	3,419 人日
確保方策	【年間延べ人数】	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日	3,500 人日
	【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

② 幼稚園型以外

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成 27 年度から令和元年度までの５年間の実績を勘案し算出。
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み【年間延べ人数】		470 人日	470 人日	470 人日	470 人日	470 人日
確保方策	【年間延べ人数】	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日	500 人日
	【実施箇所数】	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（３）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

病児について、病院等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み【年間延べ人数】		101 人日	100 人日	98 人日	97 人日	95 人日
確保方策	【年間延べ人数】	0 人日	100 人日	100 人日	100 人日	100 人日
	【実施箇所数】	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

（４）子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み【年間延べ人数】		０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
確保方策	【月間延べ人数】	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
	【実施箇所数】	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所

（５）妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	平成27年度から令和元年度までの５年間の実績等を勘案し算出。
確保方策の考え方	県内外医療機関での対応を継続。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み【年間延べ人数】	555人	555人	555人	555人	555人
確保方策【実施箇所及び対応数】	県内外医療機関	県内外医療機関	県内外医療機関	県内外医療機関	県内外医療機関

（６）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

量の見込み算出の考え方	平成27年度から令和元年度までの５年間の実績等を勘案し算出。
確保方策の考え方	保健センターにおいて保健師での対応を継続。

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み 【年間実人数】	55 人	55 人	55 人	55 人	55 人
確保方策 【実施箇所及び対応数】	保健師 １ 名 保健センター	保健師 １ 名 保健センター	保健師 １ 名 保健センター	保健師 １ 名 保健センター	保健師 １ 名 保健センター

（７）利用者支援事業

ア）基本型

子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施する事業です。

イ）特定型

子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う事業です。

ウ）母子保健型

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う事業です。

※ア）～ウ）　量の見込み及び確保方策

量の見込み算出の考え方	当面は町単独事業として実施予定のため、地域子ども・子育て支援事業としての計上は行っていない。
確保方策の考え方	町単独事業として、令和３年度設置予定の子育て世代包括支援センターで対応。地域子ども・子育て支援事業としての計上は行っていない。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み 【実施箇所数】	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
確保方策 【実施箇所数】	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所

（８）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

量の見込み算出の考え方	平成 27 年度から令和元年度までの５年間の実績等を勘案し算出。
確保方策の考え方	保健センター及び福祉環境課において保健師等での対応を継続。

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み 【年間実人数】	８人	８人	８人	８人	８人
確保方策 【実施箇所及び対応数】	保健師１名 保育士１名 保健センター 福祉環境課	保健師１名 保育士１名 保健センター 福祉環境課	保健師１名 保育士１名 保健センター 福祉環境課	保健師１名 保育士１名 保健センター 福祉環境課	保健師１名 保育士１名 保健センター 福祉環境課

（９）延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み 【年間実人数】		０人	０人	０人	０人	０人
確保方策	【年間実人数】	０人	０人	０人	０人	０人
	【実施箇所数】	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所

（１０）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設など保護を適切に行うことが出来る施設において養育・保護を行う事業です（原則として７日以内）。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み 【年間延べ人数】		０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
確保方策	【年間延べ人数】	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
	【実施箇所数】	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所

（１１）子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設など保護を適切に行うことが出来る施設において児童を預かる事業で、宿泊も可能です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出。
確保方策の考え方	今後のニーズに応じて整備を検討。

		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み 【年間延べ人数】		０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
確保方策	【年間延べ人数】	０人日	０人日	０人日	０人日	０人日
	【実施箇所数】	０か所	０か所	０か所	０か所	０か所

（１２）放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み算出の考え方	「国の手引き」に基づき算出された量の見込み及び平成 27 年度から令和元年度までの５年間の実績を勘案し算出。
確保方策の考え方	現状の整備状況で量の見込みに対応可能と判断。

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	42人	44人	38人	41人	42人
	２年生	40人	36人	38人	33人	36人
	３年生	28人	27人	24人	26人	22人
	４年生	12人	21人	20人	18人	19人
	５年生	11人	８人	14人	13人	12人
	６年生	３人	３人	２人	３人	３人
	合　計	136人	139人	136人	134人	134人
確保方策	【年間実人数】	140人	140人	140人	140人	140人
	【実施箇所数】	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

４　教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

（１）認定こども園の普及に係る基本的考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

教育と保育を一体的に担う認定こども園への移行を希望する施設については、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえつつ、教育・保育の需給状況、保護者や地域のニーズを勘案し、適切に対応します。

（２）質の高い教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援新制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長できるように支援するものです。

そのため、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善、業務負担軽減などの労働環境への配慮、教育・保育等を行う者に対する適切な指導監督・評価等の実施、教育・保育施設における自己評価等を通じた運営改善及び保育・幼稚園関係団体への助成を通じた研修の充実等による資質の向上など、質の高い教育・保育等に向けた各種施策を推進します。

（３）教育・保育施設等と小学校との連携

保育所、認定こども園と小学校との円滑な接続を推進する観点から、子どもの育ちを小学校につなぐために、合同研修の開催等を通じ、小学校との連携の推進に努めます。

５　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い、新たに子育てのための施設等利用給付が創設されました。この給付の実施に当たっては、現行の子どものための教育・保育給付の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。また、広報紙や町ホームページによる広報や案内パンフレット等の作成・配布により、制度や申請手続についての周知に努めます。

教育・保育施設及び子ども・子育て支援施設等の認可、認定、届出に関する事項及び確認並びに指導監督に当たっては、県と必要な情報を共有し、共同で指導監督を行うなど、相互に密接な連携を図ります。

６　産後の休業及び育児休業後における保育施設等の円滑な利用の確保

就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に保育所、認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、必要に応じて地域型保育事業等の整備を検討します。

第７章　放課後子ども総合プラン

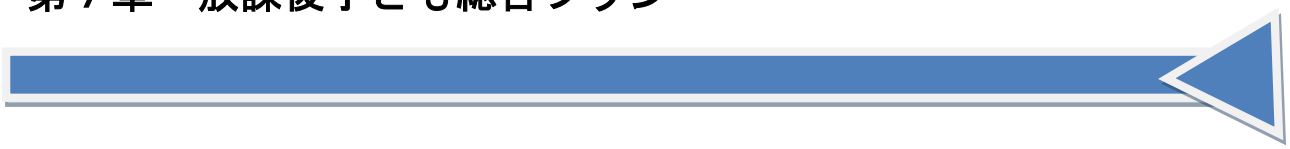

１　新・放課後子ども総合プランの概要

国が平成 30 年９月に策定した「新・放課後子ども総合プラン」（以下、「総合プラン」という。）では、共働き家庭等の「小１の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとしています。

また、「総合プラン」では、市町村は全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるよう、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を計画的に整備していくための市町村行動計画を策定することとされています。

「総合プラン」に基づき、本町の放課後児童クラブ、放課後子ども教室における取組の方向性を示すものとして「放課後子ども総合プラン」を策定します。

【「新・放課後子ども総合プラン」の概要】

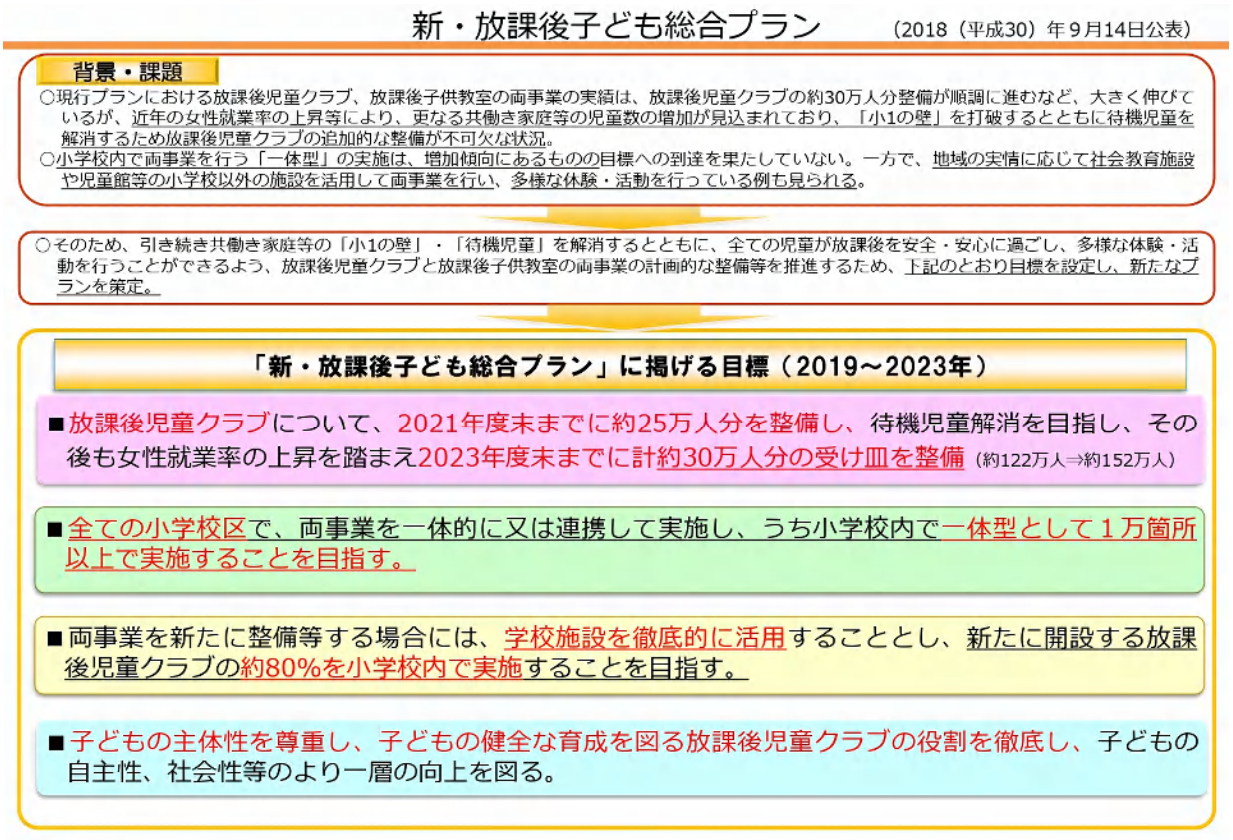

２　放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の状況

（１）放課後児童クラブの状況

放課後児童クラブは、町内の小学校に就学している児童のうち、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後又は学校の休業日に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えることにより、その健全な育成を図ることを目的として実施されています。

平常時は野間小学校児童のみの利用となっていますが、長期休業期間においては野間小学校以外の児童の受入れも行っています。

学校区	放課後児童クラブ名	実施場所	登録児童数
野間小学校区	なかたね児童クラブ	野間幼稚園内	114 人
野間小学校区以外（長期休業期間中のみ利用）			20 人
令和元年 12 月 1 日現在登録児童数合計			134 人

（２）放課後子ども教室の状況

放課後子ども教室は、子どもたちの安全・安心な居場所を設け、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するものです。様々な体験活動や異学年児童の交流、児童と地域の方々との交流を通して、子どもたちが、社会性や自主性、創造性等の豊かな人間性を育むことをねらいとしています。

令和元年 12 月 1 日現在、６か所で実施しています。

学校区	放課後子ども教室名	実施場所	実施曜日	登録児童数
星原小学校	なかたね学童保育	星原小学校内	月～金	15 人
納官小学校		納官小学校内		13 人
増田小学校		増田小学校内		19 人
油久小学校		油久小学校内		10 人
南界小学校		南界小学校内		10 人
岩岡小学校		岩岡小学校内		9 人
令和元年 12 月 1 日現在登録児童数合計				76 人

３　行動計画

（１）放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み	１年生	42人	44人	38人	41人	42人
	２年生	40人	36人	38人	33人	36人
	３年生	28人	27人	24人	26人	22人
	４年生	12人	21人	20人	18人	19人
	５年生	11人	８人	14人	13人	12人
	６年生	３人	３人	２人	３人	３人
	合　計	136人	139人	136人	134人	134人
確保方策	【年間実人数】	140人	140人	140人	140人	140人
	【実施箇所数】	１か所	１か所	１か所	１か所	１か所

（２）放課後子ども教室の年度ごとの量の見込み及び目標整備量

		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
量の見込み【年間実人数】		80人	80人	80人	80人	80人
確保方策	【年間実人数】	80人	80人	80人	80人	80人
	【実施箇所数】	６か所	６か所	６か所	６か所	６か所

（３）一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

今後の放課後児童クラブ、放課後子ども教室の利用児童数や利用状況を勘案し、必要に応じて、一体型放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を検討します。

（４）一体的又は連携による実施に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、又は連携により実施するためには、関係者の間で様々な調整を行う必要があります。

そのため、放課後子ども教室を実施している小学校ごとに、放課後子ども教室のコーディネーターと放課後児童クラブの支援員が連携できるよう定期的な打合せの場の設置を検討します。

また、放課後児童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受入れや引渡しについて、双方が連携を図れるような体制を構築します。

（５）小学校の余裕教室等の活用に関する方策

放課後子ども教室を含めた今後の新たな学校の余裕教室の活用については、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の担当課が学校関係者と話し合う機会を持ち、新放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を求めるとともに協議を行います。

（６）教育と福祉の連携に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施については、学校との調整が不可欠であるため、教育委員会と福祉環境課が連携し、両事業の実施状況・課題などについて情報共有を図り、十分な協議を踏まえ推進していきます。

（７）特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

児童の安全・安心を第一に、配慮が必要な児童への支援方法などに関する研修や、受入れに必要な加配等に関する補助体制を充実していきます。

（８）放課後児童クラブの開所時間延長に係る取組

利用者のニーズに合った開所時間の設定に努めていきます。

（９）放課後児童クラブの役割向上のための方策

放課後児童クラブは、単に保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を授業の終了後に預かるだけではなく、児童が放課後児童支援員の助けを借りながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を担っています。

こうした放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図るため、子どもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。

（１０）利用者や地域住民への周知を推進させるための方策

ホームページ等による周知を推進するとともに、地域との連携を図り、自治公民館や子どもに関わる関係機関等と継続的に情報共有ができる体制づくりを目指します。

第８章　計画の推進

１　計画推進のために

本計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身とも健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職場その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

２　各主体の役割

（１）行政の役割

本町は、幼児期の学校教育、保育及び地域の子ども・子育て支援並びに次世代育成支援対策等を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策や事業・取組は、それぞれの担当課や学校、保育所、認定こども園などが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、毎年度個々の施策や事業・取組の進捗状況の把握を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等で構成する中種子町子ども・子育て会議において、定期的に計画に基づく実施状況等についての点検・評価を行い、計画の推進に反映します。

なお、教育・保育施設の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画の見直しを行います。

（２）家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識の下、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

（３）地域の役割

子どもは地域社会との関わりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、自治公民館や地域の各種団体、企業など様々な主体が活動する中で、全ての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

（４）企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とともに、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

（５）各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

資料編

1　中種子町子ども・子育て会議条例

平成 26 年 3 月 5 日
条例第 10 号

（趣旨）
第 1 条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 3 項の規定に基づき、同条第 1 項の合議制の機関として設置する中種子町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
（組織）
第 2 条　子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。
2　委員は、法第 7 条第 1 項各号に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他町長が必要と認める者のうちから、町長が任命する。
（委員の任期）
第 3 条　委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
2　委員は再任されることができる。
（会長及び副会長）
第 4 条　子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
2　会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長を務める。
3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第 5 条　子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。
2　子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3　子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
（部会）
第 6 条　子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。
2　部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
3　部会に部会長を置き、会長が指名する。
4　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
5　第 4 条 2 項の規定は部会長の職務について、前条（第 1 項ただし書及び第 4 項を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第 4 条第 2 項及び前条第 1 項本文中「会長」とあるのは「部会長」と、第 4 条第 2 項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第 2 項及び第 3 項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。
（関係者の出席）
第 7 条　会長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。
（庶務）
第 8 条　子育て会議の庶務は、福祉環境課において処理する。
（委任）
第 9 条　この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

２　中種子町子ども・子育て会議委員名簿

番号	区分	団体等	役職等	氏名	備考
1	子どもの保護者	野間幼稚園　保護者代表	会長	馬場　俊尋	
2		中央保育所　保護者代表	会長	祝　匡光	
3		中種子養護学校ＰＴＡ	会長	永井　映理子	
4	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	中種子町こども会連絡協議会	会長	住岡　重寛	
5		中種子町ＰＴＡ連絡協議会	会長	山浦　拓己	
6		野間幼稚園	園長	武　祥三	副会長
7		中央保育所	所長	山田　和春	
8		種子島中央くらし・しごとサポートセンター	相談支援員	田中　英樹	
9		相談支援センターあかつき	所長	木下　康子	
10		すまいるキッズ	所長	荒木　潮彦	
11		スクールソーシャルワーカー		新郷　正男	
12	地域において子どもの育成及び子育て支援活動に携わる者	民生委員協議会	主任児童委員	光　ほう子	
13			主任児童委員	町　カノ	
14	子ども子育て支援に関する学識経験者	中種子町校長会	会長	尾塚　浩明	
15		中種子養護学校	校長	牧野　明子	
16		中種子町教育委員会	教育長	北之園　千春	
17	関係行政機関	中種子町	副町長		会長
18			町民保健課長	横手　幸徳	
19			福祉環境課長	上田　勝博	

事務局	福祉環境課福祉係長	中村　隆幸	
	福祉環境課福祉係	浦口　良香	

第２期中種子町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行・編集
中種子町　福祉環境課
〒891-3692　鹿児島県熊毛郡中種子町野間5186番地
ＴＥＬ　0997-27-1111　　ＦＡＸ　0997-27-2620